



日進市耐震改修促進計画

令和2年度改定版

2021年(令和3年)3月

日進市



目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	5
3 計画の位置づけ	5
4 計画の基本的事項	6
(1) 対象区域	6
(2) 計画期間	6
(3) 基本的な用語の定義	6
(4) 対象建築物	7
第2章 耐震化の現状と課題	13
1 耐震化の現状	13
(1) 住宅	13
(2) 特定既存耐震不適格建築物等	15
(3) 防災上特に重要な建築物	17
2 これまでの取組み	18
(1) 住宅	19
(2) その他	25
3 取組みからわかる耐震化の促進に向けた課題	28
(1) 住宅	28
(2) その他	29
第3章 耐震化の目標と耐震化促進の取組み	30
1 計画の目標	30
(1) 住宅の耐震化	30
(2) 建築物の耐震化	30
(3) 住宅・建築物の減災化	31
2 耐震化促進の基本的な方針	32

3 耐震化促進に向けた今後の取組み	34
(1) 住宅	34
(2) 特定既存耐震不適格建築物等	35
(3) 防災上特に重要な建築物	36
(4) 住宅・建築物の減災化	36
(5) 日進市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づく取組みの推進	37
(6) 普及・啓発と環境整備	38
(7) 計画達成に向けて	40

資 料 編41

(1) 想定される災害	42
(2) 公共建築物の耐震化の状況	44
(3) 耐震化・減災化促進のための支援制度	45
(4) 意識調査結果	48
(5) 建築物の耐震改修の促進に関する法律	64
(6) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の概要	75

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

我が国では、兵庫県南部地震（1995 年（平成 7 年）1 月）以降、東北地方太平洋沖地震（2011 年（平成 23 年）3 月）、熊本地震（2016 年（平成 28 年）4 月）、大阪府北部地震（2018 年（平成 30 年）6 月）など甚大な被害をもたらした地震が頻発しています。2018 年（平成 30 年）2 月には、政府の地震調査委員会において、今後 30 年以内に南海トラフでマグニチュード 8～9 クラスの巨大地震が発生する確率が「70%程度」から「70～80%」に引き上げられました。

また、2015 年（平成 27 年）の国連総会において採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」の考え方にに基づき、愛知県では「愛知県SDGs政策パッケージ」を策定し、その中で「地震に強い安全・安心なあいち」を目指すこととしています。

さらに、2020 年（令和 2 年）の新型コロナウイルス感染症の流行を受け、避難所での感染拡大を防止する観点から在宅避難がクローズアップされており、こうしたことから防災上安全な住宅の確保が一層求められるようになっていきます。

こうした状況を踏まえ、愛知県では 2020 年度（令和 2 年度）に「愛知県建築物耐震改修促進計画―あいち建築減災プラン 2030―」（以下「県計画」という。）を策定し、2030 年度（令和 12 年度）までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消するなどの新たな目標が設定されました。

一方、本市においては、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、2008 年（平成 20 年）3 月に「日進市耐震改修促進計画」（以下「当初計画」という。）を策定しました。また、2014 年（平成 26 年）3 月に「日進市耐震改修促進計画（改訂版）」（以下「前計画」という。）を策定し、市内の住宅や建築物の耐震化を図るための各施策に取り組んできました。

この前計画が 2020 年度（令和 2 年度）に最終年度を迎えることから、県計画の新たな目標や考え方を取り入れるとともに、法改正^{※1}に対応するため、「日進市耐震改修促進計画（令和 2 年度改定版）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

※1 法改正：2013 年（平成 25 年）11 月及び 2019 年（平成 31 年）1 月に施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」等の改正。以下「法改正」は 2013 年（平成 25 年）11 月及び 2019 年（平成 31 年）1 月に施行された建築物の耐震改修の促進に関する法律並びに同法施行令の改正を指す。

本計画とSDGsとの関連性

「SDGs（エスディー・ジー・ズ：持続可能な開発目標）」とは2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された、2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

本計画では、SDGsに掲げられた17の目標のうち、以下に示す目標が主に関連すると考えられ、この目標達成に向けて、本計画を推進していきます。



<本計画に関連するSDGsの目標>

目標11：住み続けられるまちづくりを

目標17：パートナーシップで目標を達成しよう



■主な地震の発生と国・県・本市の建築物の耐震化促進に関する取組み等①

時 期	主な地震	国・県・本市の取組み等
1995 年（平成 7 年） 1 月 17 日	兵庫県南部地震 マグニチュード 7.3	
1995 年（平成 7 年） 12 月		国：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」施行 ▼主なポイント ・多数の者が利用する建築物への指導・助言、指示等
2004 年（平成 16 年） 10 月 23 日	新潟県中越地震 マグニチュード 6.8	
2005 年（平成 17 年） 3 月 20 日	福岡県西方沖地震 マグニチュード 7.0	
2006 年（平成 18 年） 1 月		国：「建築物の耐震診断・耐震改修を図るための基本的な方針」国土交通省告示 ▼主なポイント ・平成 27 年度までの住宅の耐震化率 90%を目標 ・平成 27 年度までの多数の者が利用する建築物の耐震化率 90%を目標等
		国：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」改正施行 ▼主なポイント ・地方公共団体による耐震改修促進計画の策定の努力義務化（耐震化率目標の導入）
2007 年（平成 19 年） 3 月 25 日	能登半島地震 マグニチュード 6.9	
2007 年（平成 19 年） 3 月		県：「愛知県建築物耐震改修促進計画-あいち建築耐震プラン 2015-」策定 ▼主なポイント ・2015 年度（平成 27 年度）までの住宅の耐震化率 90%を目標 ・2015 年度（平成 27 年度）までの多数の者が利用する建築物の耐震化率 90%を目標
2007 年（平成 19 年） 7 月 16 日	新潟県中越沖地震 マグニチュード 6.8	
2008 年（平成 20 年） 3 月		本市：「日進市耐震改修促進計画」策定 ▼主なポイント ・2015 年度（平成 27 年度）までの住宅の耐震化率 90%を目標 ・2015 年度（平成 27 年度）までの特定建築物の耐震化率を公共施設については 100%、その他については 90%を目標
2008 年（平成 20 年） 6 月	岩手・宮城内陸地震 マグニチュード 7.2	
2010 年（平成 22 年） 6 月		国：「新成長戦略」決定 ▼主なポイント ・2020 年度（平成 32 年度）までの住宅の耐震化率 95%を目標
2011 年（平成 23 年） 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震 マグニチュード 9.0	
2012 年（平成 24 年） 3 月		県：「愛知県建築物耐震改修促進計画-あいち建築減災プラン 2020-」策定 ▼主なポイント ・2020 年度（平成 32 年度）までの住宅の耐震化率 95%を目標 ・住宅の減災化として「住宅倒壊から人命を守る！」を目標 ・2020 年度（平成 32 年度）までに耐震性のない特定建築物を 1/5 に削減することを目標（耐震化率 95%相当）

■主な地震の発生と国・県・本市の建築物の耐震化促進に関する取組み等②

時 期	主な地震	国・県・本市の取組み等
2013年（平成25年） 5月		国：〔中央防災会議〕南海トラフ巨大地震の被害想定をまとめた最終報告書 公表 ▼主なポイント ・避難を主体とする津波対策や耐震化の徹底 ・新たな法的枠組みや達成時期を明記した防災戦略の必要性
2013年（平成25年） 10月		国：「建築物の耐震診断・耐震改修を図るための基本的な方針」国土交通省告示改正 ▼主なポイント ・2020年度（平成32年度）までの住宅の耐震化率95%を目標
2013年（平成25年） 11月		国：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」改正施行 ▼主なポイント ・一部建築物の耐震診断義務化 等
2014年（平成26年） 3月		本市：「日進市耐震改修促進計画（改定版）」策定
2016年（平成28年） 4月14日 4月16日	熊本地震 マグニチュード 7.3	
2018年（平成30年） 6月18日	大阪府北部地震 マグニチュード 6.1	
2018年（平成30年） 9月6日	北海道胆振東部地震 マグニチュード 6.7	
2019年（平成31年） 1月		国：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」改正施行 ▼主なポイント ・避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、建物本体と同様に、耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付け
2020年（令和2年） 5月		国：「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」の設置 ▼主なポイント ・国土強靱化アクションプランや住生活基本計画において設定されている耐震化率の目標について今後どのように目標を設定し、達成状況を検証していくかなどのフォローアップのあり方について検討するための研究会
2021年（令和3年） 3月		県：「愛知県建築物耐震改修促進計画－あいち建築減災プラン2030－」策定 ▼主なポイント ・2030年度（令和12年度）までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目指す ・住宅及び建築物の減災化として「住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守る」を目指す
2021年（令和3年） 3月		本市：「日進市耐震改修促進計画（令和2年度改定版）」策定

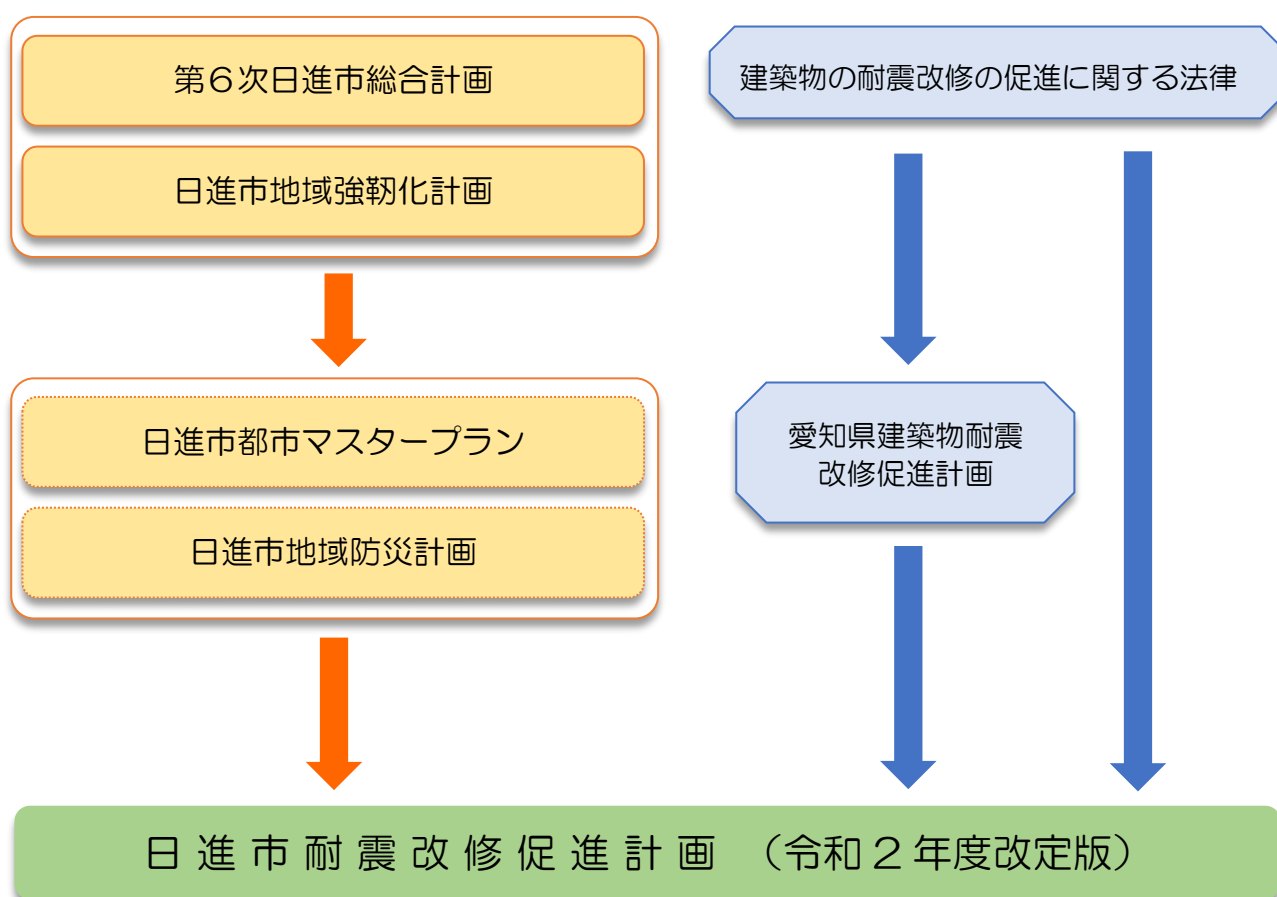
2 計画の目的

計画の目的は、当初計画より継続し「市内の住宅及び建築物の耐震化を促進することにより都市の防災性を高め、震災から市民の生命及び財産を守ること」とします。

3 計画の位置づけ

本計画は、「県計画」、「第6次日進市総合計画」、「日進市地域強靱化計画」、「日進市都市マスタープラン」、「日進市地域防災計画（地震災害対策計画）」を上位計画とし、法に基づき策定するものです。

■計画の位置づけ



4 計画の基本的事項

(1) 対象区域

本計画の対象区域は本市全域とします。

(2) 計画期間

本計画の期間は、2021 年度（令和 3 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）までの 10 年間とします。

(3) 基本的な用語の定義

本計画で利用する基本的な用語の定義を示します。

■基本的な用語の定義

基本的な用語	定 義
新耐震基準	1981 年（昭和 56 年）6 月 1 日より施行された建築基準法施行令の規定に基づいた耐震基準。
旧耐震基準	1981 年（昭和 56 年）5 月 31 日までの建築基準法施行令の規定に基づいた耐震基準。
耐 震 性	建築物が保有する地震に抵抗する能力のことで、本計画においては新耐震基準の建築物に関しては、耐震性があるものと想定する。 旧耐震基準の建築物の耐震性に関しても、耐震診断により基準値以上であると判定されたもの及び新耐震基準に沿って耐震改修を行ったものを耐震性があるものと想定する。
既存耐震不適合建築物	住宅や小規模建築物を含む耐震関係規定 ^{※1} に適合しない建築物で、建築基準法第 3 条第 2 項（既存不適合 ^{※2} ）の規定の適用を受けている建築物。

※1 耐震関係規定：地震に対する安全性に係る建築基準法またはこれに基づく命令若しくは条例の規定。

※2 既存不適合：建築基準法またはこれに基づく命令若しくは条例の規定の部分的な改正等により現行の規定に適合しなくなった状態。

（４）対象建築物

市内すべての建築物を対象とします。

とりわけ、1981 年（昭和 56 年）5 月 31 日以前に着工された旧耐震基準で建てられた住宅及び特定既存耐震不適格建築物の耐震化を図っていきます。

■対象建築物とその内容

対象建築物	内 容
住 宅	戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含むすべての住宅
特定既存耐震 不適格建築物等	【特定既存耐震不適格建築物】 法第 14 条に示される建築物で既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物を除く） ① 多数の者が利用する建築物（法第 14 条第 1 号）… 8 ページ参照 ② 危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物 （法第 14 条第 2 号）… 9 ページ参照 ③ 愛知県建築物耐震改修促進計画または日進市耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物 （法第 14 条第 3 号）… 10 ページ参照 【要安全確認計画記載建築物】 法第 7 条に示される建築物で以下に示すもの ① 都道府県耐震改修促進計画に記載された大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物（防災上重要な建築物）（法第 7 条第 1 号） ② その敷地が法第 5 条第 3 項第 2 号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）（法第 7 条第 2 号） ③ その敷地が法第 6 条第 3 項第 1 号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る、②に挙げる建築物であるものを除く。）（法第 7 条第 3 号）
防災上特に 重要な建築物	日進市地域防災計画において指定される災害応急対策に必要な施設のうち災害発生時に重要な活動を行う防災関係機関を置く公共建築物や避難場所及び避難所
その他の建築物	上記以外のすべての建築物

ア 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、以下のとおり法で定められています。

■多数の者が利用する建築物

法	政令 ^{※1} 第6条 第2項	用 途	規 模
第14条 第1号	第1号	幼稚園、幼保連携型認定こども園または保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	第2号	小学校等 小学校、中学校、義務教育学校、 中等教育学校の前期課程、特別支 援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 * 屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームそ の他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者 福祉センターその他これらに類するもの	
	第3号	学校 第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
		ポーリング場、スケート場、水泳場その他これ らに類する運動施設	
		病院、診療所	
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	
		集会場、公会堂	
		展示場	
		百貨店、卸売市場、マーケットその他の物品販 売業を営む店舗	
		ホテル、旅館	
		賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	
		博物館、美術館、図書館	
		遊技場	
		公衆浴場	
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類するもの	
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに 類するサービス業を営む店舗	
		事務所	
		工場（危険物の貯蔵場または処理場の用途に供 する建築物を除く。）	
		車両の停車場または船舶若しくは航空機の発着 場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の 用に供するもの	
		自動車車庫その他の自動車または自転車の停留 または駐車のための施設	
		保健所、税務署その他これに類する公益上必要 な建築物	
	第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上

※1 政令：建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（以下「政令」とする。）

イ 危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、以下のとおり法で定められています。

■危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物

法	政令 第7条 第2項	危険物の種類	数量
第14条 第2号	第1号	火薬	10トン
		爆薬	5トン
		工業雷管若しくは電気雷管または信号雷管	50 万個
		銃用雷管	500 万個
		実包若しくは空包、信管若しくは火管または電気導火線	5 万個
		導爆線または導火線	500 キロメートル
		信号炎管若しくは信号火箭または煙火	2トン
		その他火薬または爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬または爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第2号	消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
	第3号	危険物の規則に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	30トン
	第4号	危険物の規則に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20 立方メートル
	第5号	マッチ	300 マッチトン※2
	第6号	可燃性ガス(第7号、第8号に掲げるものを除く)	2 万立方メートル
	第7号	圧縮ガス	20 万立方メートル
	第8号	液化ガス	2,000トン
	第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物(液体または気体のものに限る)	20トン
	第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物(液体または気体のものに限る)	200トン

※2 マッチトン：マッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で、7,200 個、約 120kg。

ウ 通行障害既存耐震不適格建築物

通行障害既存耐震不適格建築物は、以下の(a)、(b)のとおり法で定められており、対象道路は、本計画において、(c)のとおりとします。

(a) 通行障害建築物

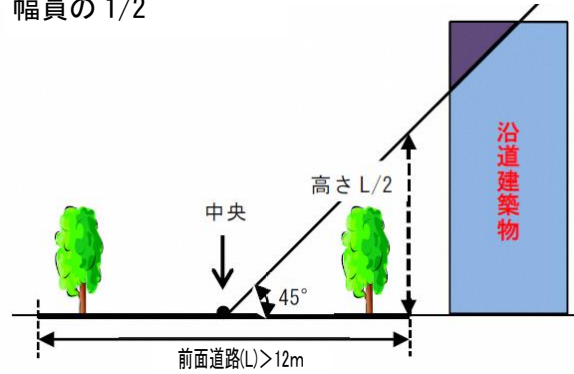
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物

■通行障害建築物の要件

建築物のいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離を加えたものを超える建築物

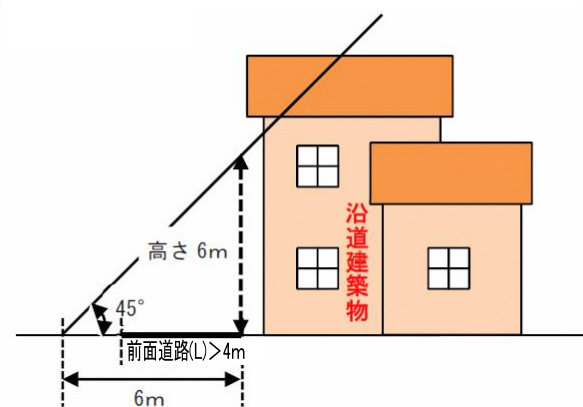
●前面道路幅員(L)が12mを超える場合

前面道路幅員(L)が12mを超える場合は、幅員の1/2



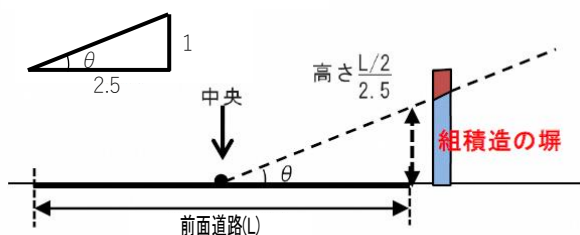
●前面道路幅員(L)が12m以下の場合

前面道路幅員(L)が12m以下の場合は、6m



■組積造の塀の場合

道路の中心からの距離の1/2.5の高さで、長さ25mを超えるもの



(b) 通行障害既存耐震不適格建築物

通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの

(c) 対象道路

I 法第5条第3項第2号の規定に基づき定める道路（県が耐震改修促進計画に記載する耐震診断義務付け道路）

・ 下図に示す第1次緊急輸送道路

II 法第5条第3項第3号の規定に基づき定める道路（県が耐震改修促進計画に記載する耐震診断努力義務付け道路）

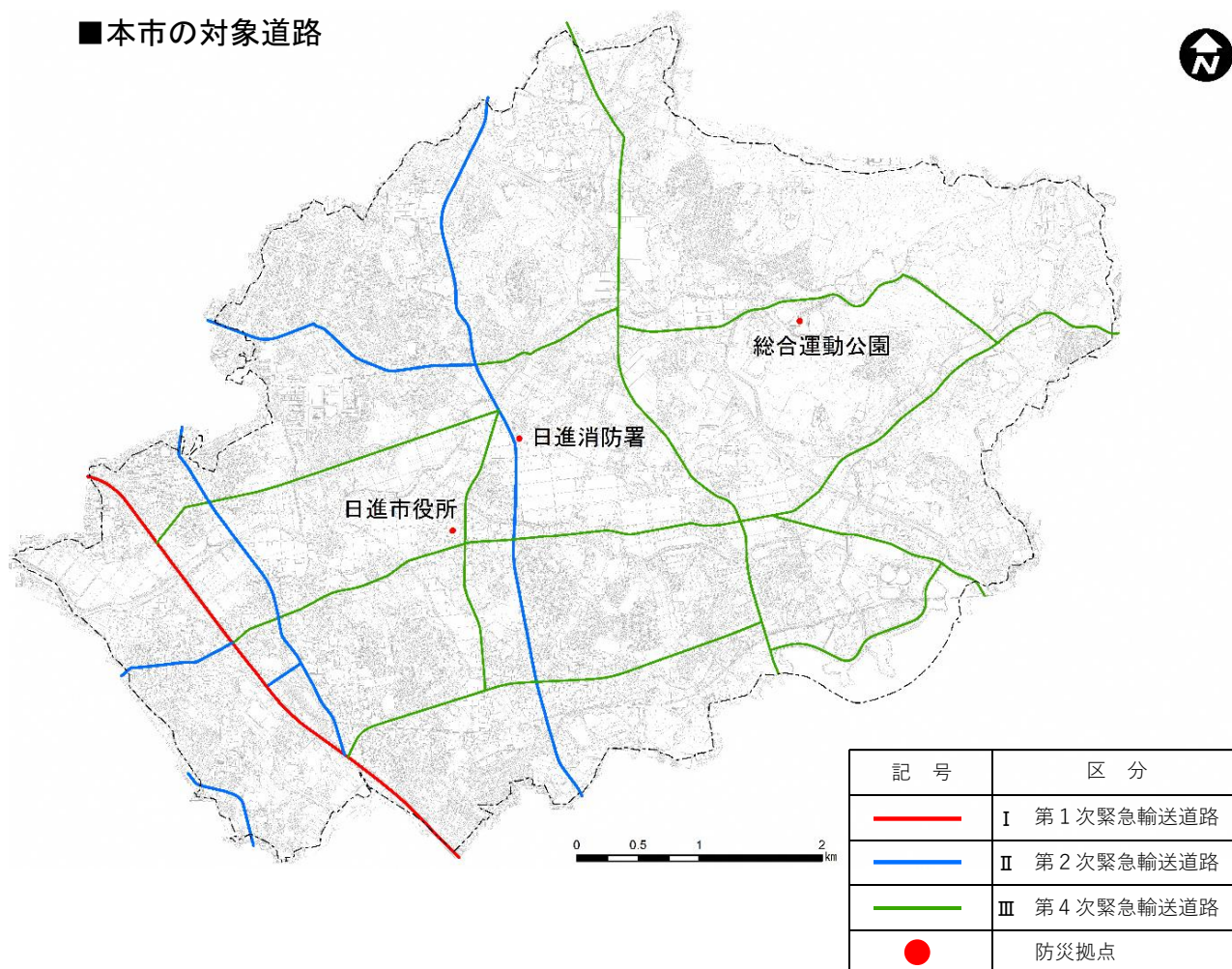
・ 下図に示す第2次緊急輸送道路

III 法第6条第3項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路（耐震診断義務付け道路、耐震診断努力義務付け道路）

・ 耐震診断努力義務付け道路（第2号）は下図に示す第4次緊急輸送道路

・ 耐震診断義務付け道路（第1号）はなし

■本市の対象道路



【参考】法より抜粋

（都道府県耐震改修促進計画）

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

．．．

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

．．．

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

．．．

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第14条第3号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

．．．

（市町村耐震改修促進計画）

第6条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

．．．

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

．．．

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

．．．

第2章 耐震化の現状と課題

1 耐震化の現状

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法および建築基準法施行令で定められています。これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関する規定は、1981年（昭和56年）6月に大きく改正されました。

改正前の基準（旧耐震基準）によって建築された建築物は兵庫県南部地震などの地震で大きな被害を受けたものが多く、耐震性に疑問があるとされています。一方、改正後の基準（新耐震基準）によって建築された建築物は、同様の大きな地震でも概ね耐震性を有するとされています。

（1）住宅

ア 戸数

住宅総戸数は、前計画策定時では約27,000戸、2020年（令和2年）1月時点では約29,900戸となっています。

■本市における住宅総戸数

（単位：戸）

種 別	2013年（平成25年）1月時点 （前計画策定時）	2020年（令和2年）1月時点
木造住宅	15,974	17,579
非木造住宅	11,037	12,317
合 計	27,011	29,896

（課税台帳による）

イ 耐震化率

前計画策定時では、住宅総数約21,100戸のうち旧耐震基準住宅は約3,200戸で、耐震化率は84.7%でした。その後、旧耐震基準の住宅のうち約500戸が耐震改修または除却により耐震化され、2020年（令和2年）3月時点には、住宅総数約24,200戸のうち耐震性のある住宅は約21,400戸となり、耐震化率は88.6%まで推移しました。なお、耐震化率を算出する際の住宅総数については、住宅総戸数から附属的な建物と空家を除いています。

■本市における耐震化率

（単位：戸）

2013年（平成25年）1月時点（前計画策定時）	2020年（令和2年）3月時点
84.7%	88.6%
17,901 / 21,147	21,447 / 24,211
〔新耐震基準住宅 / 住宅総数〕	〔新耐震基準住宅 / 住宅総数〕
内 訳 木造 8,998 / 11,999	内 訳 木造 11,622 / 14,180
非木造 8,903 / 9,148	非木造 9,825 / 10,031

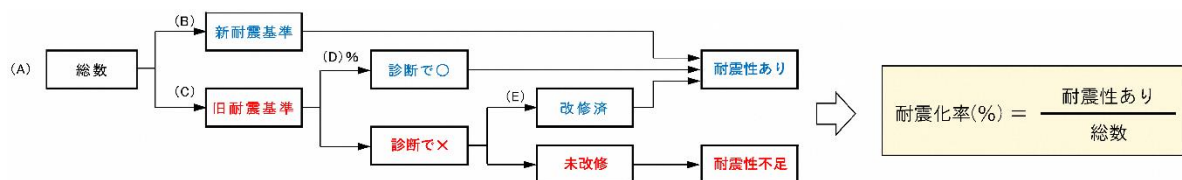
（課税台帳、住宅・土地統計調査、木造住宅耐震診断実績等から推計）

【参考】 国等の推計方法による住宅の耐震化率

本計画における住宅の耐震化率は、より本市の実態を把握するため、課税台帳や木造住宅耐震診断実績等を反映した前述の方法での推計値を採用することとしますが、参考として、国や県が採用する、住宅・土地統計調査のみをもとにした推計方法による結果を以下に示します。

- ・国土交通省が設置した「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」のとりまとめ（2020年（令和2年）5月）では、住宅の耐震化率について、これまでの推計方法を改め、以下のような推計方法を採用するのが適切とされました。
- ・これを受けて、国全体では、2018年（平成30年）の住宅の耐震化率を約87%と推計しています。

■国の推計方法の概要



これまでの推計方法	H30耐震化率における推計方法
(A) 総数 住調から得られる、居住世帯のある住宅戸数 (B) 新耐震基準で建てられた住宅戸数 住調から得られる、S56年以降に建てられた住宅戸数 （建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の戸数の割合で按分する） (C) 旧耐震基準で建てられた住宅戸数 住調から得られる、S55年以前に建てられた住宅戸数 （建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の戸数の割合で按分する） (D) 旧耐震基準で建てられた住宅の耐震性割合 H16年の都道府県アンケートから得られる、H15年度までに地方公共団体の補助制度を活用し耐震診断を実施し、耐震性ありと判定された住宅の割合 （＝耐震性ありと判定された戸数／耐震診断実施戸数） (E) 旧耐震基準で建てられた住宅の耐震改修工事の実施戸数 H15年以降の住調から得られる以下の戸数の累計 ・H11年以降の耐震改修工事をした戸数 ・H16年以降の増改築・改修工事等（壁・柱・基礎等の補強工事）をした戸数 ・H21年以降の増改築・改修工事等（壁・柱・基礎等の補強工事）をした戸数 ※S55年以前に建てられた住宅のみを対象 （建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の実施戸数の割合で按分する）	(A) 総数 住調から得られる、居住世帯のある住宅戸数 (B) 新耐震基準で建てられた住宅戸数 住調から得られる、S56年以降に建てられた住宅戸数 （建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の戸数の割合で按分する） (C) 旧耐震基準で建てられた住宅戸数 住調から得られる、S55年以前に建てられた住宅戸数 （建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の戸数の割合で按分する） (D) 旧耐震基準で建てられた住宅の耐震性割合 H20～30年の住調から得られる、H16～30年に耐震診断を実施し、結果「耐震性が確保されていた」住宅の割合 （＝耐震性が確保されていた住宅戸数（「耐震改修工事をした」住宅を除く）／耐震診断実施戸数） ※S55年以前に建てられた住宅のみを対象 （建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の実施戸数の割合で按分する） (E) 旧耐震基準で建てられた住宅の耐震改修工事の実施戸数 H20年以降の住調から得られる以下の戸数の累計 ・H20年以前の耐震改修工事をした戸数 ・H21～25年に耐震改修工事をした戸数 ・H26～30年に耐震改修工事をした戸数 ※S55年以前に建てられた住宅のみを対象 （建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の実施戸数の割合で按分する）

（注）住調＝住宅・土地統計調査

出典：住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会とりまとめ参考資料

- ・この推計方法に準じて愛知県における「2020年（令和2年）の住宅の耐震化率」を算定すると、約91%となります。
- ・この推計方法に準じて本市における「2020年（令和2年）の住宅の耐震化率」を算定すると、下表のとおり95.2%となります。

■国の推計方法に準じた場合の本市における住宅の耐震化率

	住 宅（戸）				住宅の耐震化率
	新耐震住宅 （耐震性あり）	旧耐震住宅 （元々耐震性あり）	旧耐震住宅 （耐震改修実施）	旧耐震住宅 （耐震性なし）	
令和2年	31,875	1,411	736	1,720	95.2%

(2) 特定既存耐震不適格建築物等

ア 多数の者が利用する建築物

法第14条第1号に規定する多数の者が利用する建築物のうち、耐震性のない特定既存耐震不適格建築物は、民間建築物で2棟となっています。前計画策定時では、公共建築物で2棟、民間建築物で4棟ありましたが、それぞれ2棟ずつ除却または耐震化され、公共建築物における耐震性のない特定既存耐震不適格建築物はなくなりました。

■多数の者が利用する建築物で耐震化されていないもの

(単位：棟)

建築物種別		2013年(平成25年)5月時点 (前計画策定時)	2021年(令和3年)3月時点
公共建築物	小中学校	—	—
	高等学校	2(県所有)	—
	その他	—	—
	計	2	0
民間建築物	高等学校	—	—
	幼稚園	—	—
	病院・診療所	2	1
	公民館	—	—
	寄宿舍	—	—
	共同住宅	1	—
	旅館	1	1
	その他	—	—
	計	4	2
合計		6	2

イ 危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物

法第14条第2号に規定する危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物のうち、耐震性のない特定既存耐震不適格建築物は、民間建築物4棟となっています。前計画策定時以降、この棟数が減った要因は、耐震改修が行われたほか、耐震診断により耐震性が確認されたり、法第14条第2号の要件から外れたりしたことによります。

■危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物で耐震化されていないもの

(単位：棟)

建築物種別	2013年(平成25年)5月時点 (前計画策定時)	2021年(令和3年)3月時点
公共建築物	0※	0
民間建築物	7	4
合計	7	4

※前計画策定時には「2(他市所有)」となっていたましたが、再調査した結果0でした。

ウ 通行障害既存耐震不適格建築物

法第 5 条第 3 項第 2 号及び第 3 号、並びに法第 6 条第 3 項に規定する耐震性のない通行障害既存耐震不適格建築物は、民間建築物で 15 棟となっています。

前計画策定時では、民間建築物で 20 棟の特定既存耐震不適格建築物がありましたが、5 棟が除却または耐震化されました。

■通行障害既存耐震不適格建築物で耐震化されていないもの

(単位：棟)

建築物種別	2013 年（平成 25 年）5 月時点 （前計画策定時）	2021 年（令和 3 年）3 月時点
公共建築物	0	0
民間建築物	20	15
合 計	20	15

エ 耐震診断義務付け建築物

(a) 要緊急安全確認大規模建築物

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち、大規模なもの等で既存耐震不適格建築物については、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要があるため、法において、用途や規模が規定されています。

対象の建築物の所有者は、耐震診断の結果を 2015 年（平成 27 年）12 月 31 日までに所管行政庁に報告することが義務付けられていました。対象となる建築物については、2017 年（平成 29 年）3 月に、報告を受けた対象建築物の耐震診断の結果が所管行政庁ごとに公表されました。

なお、要緊急安全確認大規模建築物で耐震化されていないものはありません。

■要緊急安全確認大規模建築物

名 称	
日進市役所庁舎	本庁舎
日進市立東小学校	校舎 1（南棟）
日進市立南小学校	校舎 1-1（北棟東側）
日進市立相野山小学校	校舎 1（南棟）
日進市立日進中学校	校舎 11（西側）
日進市立日進西中学校	校舎 1（中央棟）

(b) 要安全確認計画記載建築物

大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な建築物で、既存耐震不適格である建築物（防災上重要な建築物）や、建築物が地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物（通行障害既存耐震不適格建築物（耐震診断義務付け道路））については、耐震診断を行い、耐震改修の促進を図る必要があるため、県計画で用途や道路が位置付けられています。

現在、要安全確認計画記載建築物で耐震化されていないものはありません。

■ 要安全確認計画記載建築物

名 称	
日進市立西小学校	校舎 13（南棟東側）
	校舎 18（北棟）
	校舎 22（南棟西側）
	屋内運動場
日進市立東小学校	校舎 7（北棟）
	屋内運動場
日進市立北小学校	校舎 1-1（南棟西側）
	校舎 1-2（南棟東側）
	校舎 8（北棟）
	屋内運動場
日進市立南小学校	校舎 1-2（北棟西側）
	校舎 5-1（南棟）
	屋内運動場
日進市立相野山小学校	校舎 5（北棟）
	屋内運動場
日進市立日進中学校	校舎 16（東側）
日進市立日進西中学校	屋内運動場
日進市立日進東中学校	校舎 1-1（東棟南側）
	校舎 1-2（東棟北側）
東部福祉会館	

(3) 防災上特に重要な建築物

ア 防災関係機関を置く公共建築物

防災上特に重要な建築物とした防災関係機関を置く公共建築物は、当初計画策定時において、既に耐震性があることが確認されています。

イ 避難場所及び避難所

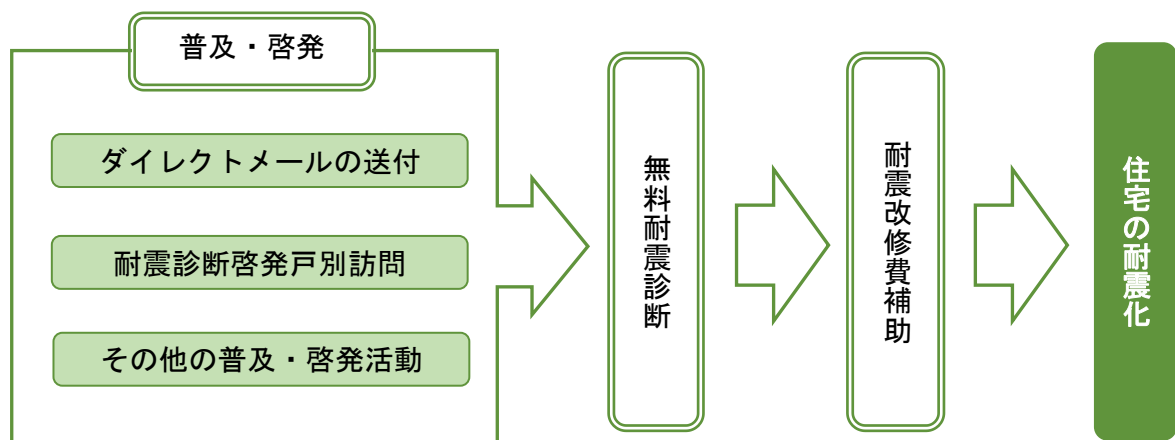
現在避難場所及び避難所に指定されている建築物で、耐震化されていないものはありません。

2 これまでの取組み

これまで、住宅都市である本市の特性も踏まえ、住宅向けの取組みを中心に耐震化の促進を図ってきました。なかでも、旧耐震基準の住宅の大部分を占める在来軸組構法による木造住宅の耐震化の支援を積極的に実施してきました。また、今後の取組みを検討するために意識調査を実施しました。

ここでは、前計画策定時（2013 年度（平成 25 年度））以降の実績について整理します。

■これまでの木造住宅向け取組みのイメージ



(1) 住宅

ア 普及・啓発

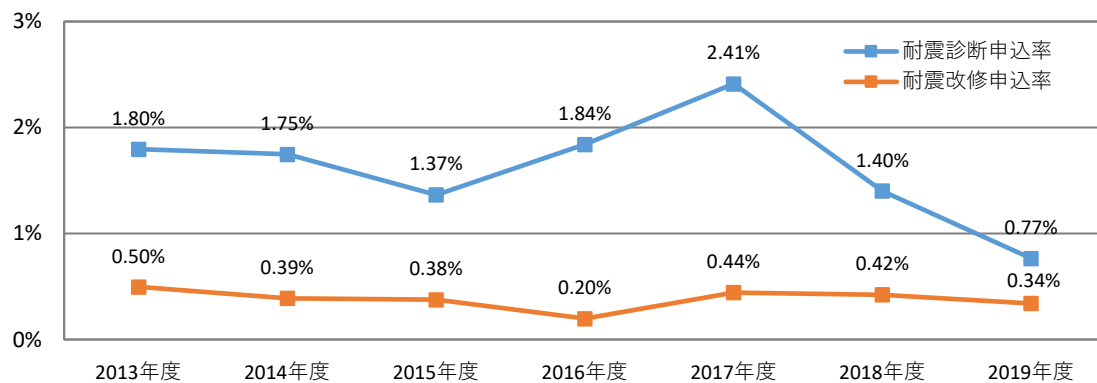
(a) ダイレクトメールの送付

無料耐震診断や耐震改修費補助の周知と耐震化に向けての動機づけを目的に、無料耐震診断や耐震改修費補助の対象者に対し、2007 年度（平成 19 年度）以降毎年ダイレクトメールを送付しています。

ダイレクトメールの送付数に対し、耐震診断または耐震改修を申込み割合（申込率^{※1}）は、耐震診断については、2017 年度（平成 29 年度）をピークに減少傾向であり、耐震改修はほぼ横ばいで推移しています。

※1 申込率：申込者数／ダイレクトメール（DM）送付数

■ダイレクトメールの送付に対する耐震診断・耐震改修申込率の推移



項目 \ 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	全体
無料耐震診断	1.80%	1.75%	1.37%	1.84%	2.41%	1.40%	0.77%	1.64%
耐震改修費補助	0.50%	0.39%	0.38%	0.20%	0.44%	0.42%	0.34%	0.38%

(b) 耐震診断啓発戸別訪問

耐震診断啓発戸別訪問は、旧耐震基準の住宅の多い昭和 45 年以前に開発された団地を中心に、耐震診断の必要性について周知を徹底するため、戸別訪問を行う取組みで、2010 年度（平成 22 年度）から原則として毎年実施しており、2017 年度（平成 29 年度）からは市内全域に対象を広げて、住宅の個別訪問を順次、行っています（2013 年度（平成 25 年度）は未実施）。

前計画策定時以降の実績は次ページの表のとおりで、戸別訪問の結果、耐震診断の受診に至った件数の割合（耐震診断申込率^{※2}）は年々減少傾向にあり、近年は 1 %にも満たない状況です。

※2 耐震診断申込率：戸別訪問の反響による耐震診断申込件数／訪問戸数

■耐震診断啓発戸別訪問実施状況

実施年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
実施エリア	・日東東山団地	・芦廻間団地 ・日進ニュータウン	・岩根団地 ・日生東山園 ・日東平子台団地	・梅森台 ・梅森町 ・赤池町 ・赤池 ・赤池南 ・浅田町 ・浅田平子	・本郷町 ・野方町 ・蟹甲町 ・藤枝町 ・折戸町 ・東山 ・藤塚 ・栄 ・南ヶ丘	・岩崎台 ・香久山 ・岩崎町
耐震診断申込率	10.71%	7.92%	6.84%	0.72%	0.19%	0.00%

(c) その他の普及・啓発活動

防災訓練や防災関連のイベント等、市民が多く集まる場でブース等を設置し住宅の耐震診断、耐震改修の必要性を理解してもらう活動を行いました。

また、愛知県建築物地震対策推進協議会^{※3}と連携し、「あいち耐震改修N倍プロジェクト^{※4}」を推進するとともに、愛知建築地震災害軽減システム研究協議会^{※5}で研究・開発された技術に関する情報提供や、耐震改修推進事業者リストの市役所窓口での閲覧、各種講習会の開催案内などを行いました。

さらに、各種補助制度等の市のホームページによる情報発信、市の広報誌や地域の回覧板によるPRを行いました。

※3 愛知県建築物地震対策推進協議会：県及び県内全市町村、県内の建築関係団体で構成され、耐震診断や耐震改修等の普及・啓発等、建築物の震前対策をはじめ、建築物の総合的な地震対策の推進を通じて、県民生活の安全に資することを目的として設置された団体。

※4 あいち耐震改修N倍プロジェクト：耐震改修事業者（設計者・施工者）と行政（県・市町村）が連携して、耐震改修を強力に進めていくため、耐震改修推進事業者の周知、耐震改修に係る技術講習の開催、耐震改修推進事業者を支援するツールの作成、愛知県耐震改修ポータルサイトの運営など、様々な取り組みを行っている。

※5 愛知建築地震災害軽減システム研究協議会：県内の国立大学法人（名古屋大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学）、行政、建築関係団体などにより設立された協議会。大規模地震の発生に備え、耐震化戦略策定手法、低コスト高耐震化工法、技術普及プログラムの開発といった地震災害連携融合事業を円滑かつ効果的に進めるとともに、その成果を幅広く地域に普及させることを目的としている。

イ 木造住宅無料耐震診断

旧耐震基準の住宅の耐震化を図るためには、まず住宅の所有者が耐震性の有無を知る必要があります。本市では2002年度（平成14年度）より、1981年（昭和56年）5月31日以前に着工された木造住宅^{※6}を対象に、愛知県木造住宅耐震診断員^{※7}を派遣し無料で耐震診断が受けられる制度を実施しています。

本制度による耐震診断数は2019年度（令和元年度）が20戸で、2018年度（平成30年度）以降減少傾向にあります。

※6 対象となる木造住宅：木造住宅のうち在来軸組工法、伝統構法が対象。ツーバイフォー工法、プレハブ工法は対象外。

※7 愛知県木造住宅耐震診断員：愛知県内の市町村が実施する木造住宅耐震診断事業において派遣される耐震診断員。愛知県が認定する講習会を受講、終了し、愛知県への登録が必要となる。

ウ 木造住宅耐震改修費補助

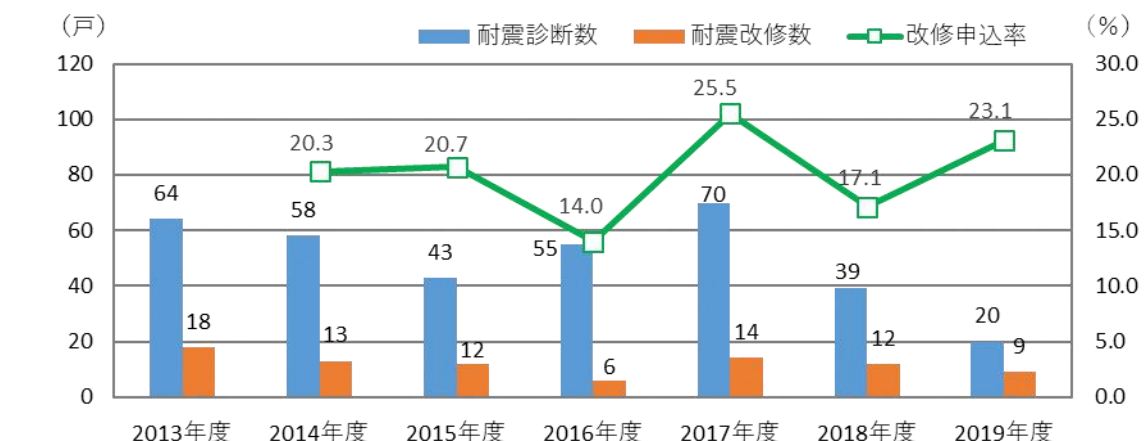
市の無料耐震診断を受診した結果、耐震基準を満たしていないことが判明した住宅に対して、耐震改修に要する費用の一部を補助するものです。

2003年度（平成15年度）に補助額の上限を60万円とする制度を設けましたが、その後増額（現在は上限100万円）を行い、耐震改修の促進を図ってきました。さらに、改修費用の負担軽減を図るため、2018年度（平成30年度）に段階的耐震改修（P37参照）に対しても本制度を適用できることとしました。

耐震診断後に耐震改修を申込む数は年間10戸前後で、前年度の耐震診断数に対する割合（改修申込率^{※8}）は概ね20%前後となっています。

※8 改修申込率：当年度の耐震改修申込数／前年度の耐震診断申込数

■耐震診断数・耐震改修数の推移



項目 \ 年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	合計
耐震診断 (戸)	64	58	43	55	70	39	20	349
耐震改修 (戸)	18	13	12	6	14	12	9	84
改修申込率 (%)		20.3%	20.7%	14.0%	25.5%	17.1%	23.1%	

エ 非木造住宅耐震診断費補助

1981 年（昭和 56 年）5 月 31 日以前に着工された非木造住宅※9 を対象に、耐震診断に要する費用の一部を補助するものです。2012 年度（平成 24 年度）より一戸建の補助額は上限 89,000 円、共同住宅等の一戸建以外は上限 900,000 円として制度を設けていますが、本制度の利用実績はありません。

※9 対象となる非木造住宅：木造住宅無料耐震診断の対象となる工法以外の住宅。

オ 木造住宅除却工事費補助

耐震性のない住宅の除却を促進するため、木造住宅無料耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たしていない等、一定の要件を満たす住宅を対象に、そのすべてを解体し除却する工事に要する費用の一部を補助するものです。本制度は、2017 年度（平成 29 年度）より設けています。

■木造住宅除却工事費補助件数の推移

年度	2017年度	2018年度	2019年度	合計
補助件数 (件)	2	4	3	9

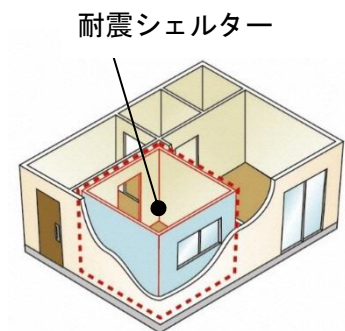


カ 耐震シェルター整備費補助

耐震シェルターは、地震時に家屋の倒壊から市民の生命を守ることができます。木造住宅無料耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たしていない等、一定の要件を満たす住宅を対象に、2015 年度（平成 27 年度）より整備費に要する費用の一部を補助しています。

■耐震シェルター設置費補助件数の推移

年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	合計
補助件数 (件)	0	2	1	0	0	3



キ 家具転倒防止対策

家具等の転倒防止対策が行われていない場合、地震時の死傷の原因や避難に支障をきたすことが考えられます。それを未然に防ぐことを目的に、高齢者世帯・障害のある人等を対象に家具転倒防止金具の支給・取付を無料で実施しています。



ク 日進市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

住宅の耐震改修の目標達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、耐震改修事業者の技術力向上、市民への周知・普及等の充実を図ることが重要です。

このため、住宅の耐震化を強力に推進することを目的として、2017 年度（平成 29 年度）から毎年度「日進市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、計画的な取組みを行っています。このアクションプログラムは、住宅耐震化に係る取組みを位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図る取組みを毎年度繰り返しながら進めていくものです。

■日進市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム取組み実績（2019 年度（令和元年度））

<財政的支援>

1 木造住宅無料耐震診断	
旧基準木造住宅の無料耐震診断を実施	実績 20 戸
2 非木造住宅耐震診断費補助	
旧基準非木造住宅の耐震診断費に対する補助を実施	実績 無し
3 木造住宅耐震改修費補助	
耐震性がないと判断された旧基準木造住宅の耐震改修工事費・設計費に対する補助を実施	実績 9 戸

<普及・啓発等支援>

1 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進	
・2019 年度（令和元年度）は、市北部地区で戸別訪問を実施 ・市内対象建築物所有者に対して、無料耐震診断・耐震改修補助等の案内パンフレットを送付	
2 耐震診断実施者に対する耐震化促進	
・耐震診断結果の報告時に、パンフレットの配布説明により耐震改修を促進 ・耐震診断後、一定期間経過しても耐震改修を行っていない所有者に対して、ダイレクトメールを送付	
3 改修事業者の技術力向上等	
・愛知県建築物地震対策推進協議会において、改修事業者に対する耐震改修工法等に係る講習会を開催 ・愛知県建築士会名南支部において、豊明市と合同で耐震改修に係る勉強会を開催 ・愛知県建築物地震対策推進協議会において、耐震改修事業者リストを作成し公表	
4 一般への普及	
・市広報（4 月、8 月）及び自治会の回覧等を利用して、耐震改修の必要性の周知 ・日進建築士グループと連携をとり、月 1 回建築相談を開催し、耐震化に関する相談についても実施 ・リーフレット等により制度概要等の周知を実施	

ケ 耐震診断・耐震改修に関する意識調査

現状分析と今後の取組みを検討するために、2020 年度（令和 2 年度）に木造住宅無料耐震診断の受診者と旧耐震基準の住宅の所有者から抽出した対象者に対して耐震診断、耐震改修に関する意識調査（以下「意識調査」という。）を行いました。

■意識調査結果の概要 ※詳細は資料編（4）参照

○旧耐震基準の住宅の所有者について

- ・旧耐震基準の住宅の所有者の約 90%が 60 歳以上の高齢者。
- ・旧耐震基準の住宅の所有者の世帯人員は、単身世帯及び夫婦のみ世帯で約 57%。

○地震による住宅の倒壊から生命、財産を守るため市の施策に求められていること

- ・耐震化に向けた相談先としては「市役所など公的機関」が約 47%。
- ・耐震改修工事を行うために求める支援策について最も多いのは、「費用補助の拡大・融資制度の充実」が約 39%、次いで「安心できる工事業者の紹介」が約 25%、「安価な工法の紹介」が約 24%、相談体制（相談窓口、相談員）の充実」が約 22%。

○耐震診断・耐震補強等に関する主な意見

- ・木造住宅無料耐震診断は約 74%が認知している一方、木造住宅耐震改修費補助の認知度は約 44%に留まる。
- ・現在の木造住宅無料耐震診断を利用したきっかけとして、最も多いのは「地震への不安があったから」が約 56%、続いて「市の広報などを見て興味を持ったから」が約 17%。
- ・耐震診断後の対応として「耐震改修を行った、または、取り壊した」と回答した人は約 44%で、そのうち約 80%が「市の補助を利用した」と回答。
- ・「診断の結果、耐震性が無かったが何もしていない」と回答した人が約 46%で、理由として「耐震改修や建替えに高額な費用がかかるから」が約 77%を占めた。

○木造住宅を対象とした無料耐震診断または非木造住宅を対象とした耐震診断の補助制度の未利用者の主な意見

- ・利用したことがない理由としては、「耐震改修工事までするとすると、高額な費用がかかるから」という回答が約 53%と飛びぬけて多い。

(2) その他

ア 避難所耐震化工事費補助

防災上特に重要な建築物のうち避難場所及び避難所（行政区が管理する地域集会所に限る）において、耐震基準を満たしていないことが判明した場合に、耐震改修に要する費用の一部を補助するものです。

2014 年度（平成 26 年度）に野方公民館の耐震化工事を実施し、すべての避難場所及び避難所の耐震化が完了しました。

イ ブロック塀等撤去費補助

ブロック塀は地震の際に倒壊し危険だけでなく、道路を閉塞してしまい、円滑な避難や救助活動に支障をきたす可能性があります。ブロック塀等の撤去を促すため、2011 年度（平成 23 年度）より撤去費の一部を補助しています。また、同時にこの制度を周知するため、のぼりの設置に協力いただける事業者を公募しています。

なお、補助件数の推移をみると、2018 年（平成 30 年）6 月の大阪府北部地震で発生したブロック塀倒壊事故を契機に補助件数は増加しています。



のぼり

■ ブロック塀等撤去費補助件数の推移

年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	合計
補助件数（件）	2	1	2	3	0	23	15	46

ウ ブロック塀等の安全点検

大阪府北部地震での事故を受け、2018 年度（平成 30 年度）に重点対策区域（市内小学校から半径 500m 範囲内の通学路）におけるブロック塀等のパトロールを県職員と市職員で実施し、危険なブロック等の所有者等に対して、注意喚起を行いました。

また、令和元年度以降は市内小学校の通学路、第 4 次緊急輸送道路沿いや多数の人が利用する駅周辺（赤池駅周辺）の安全点検を実施しました。

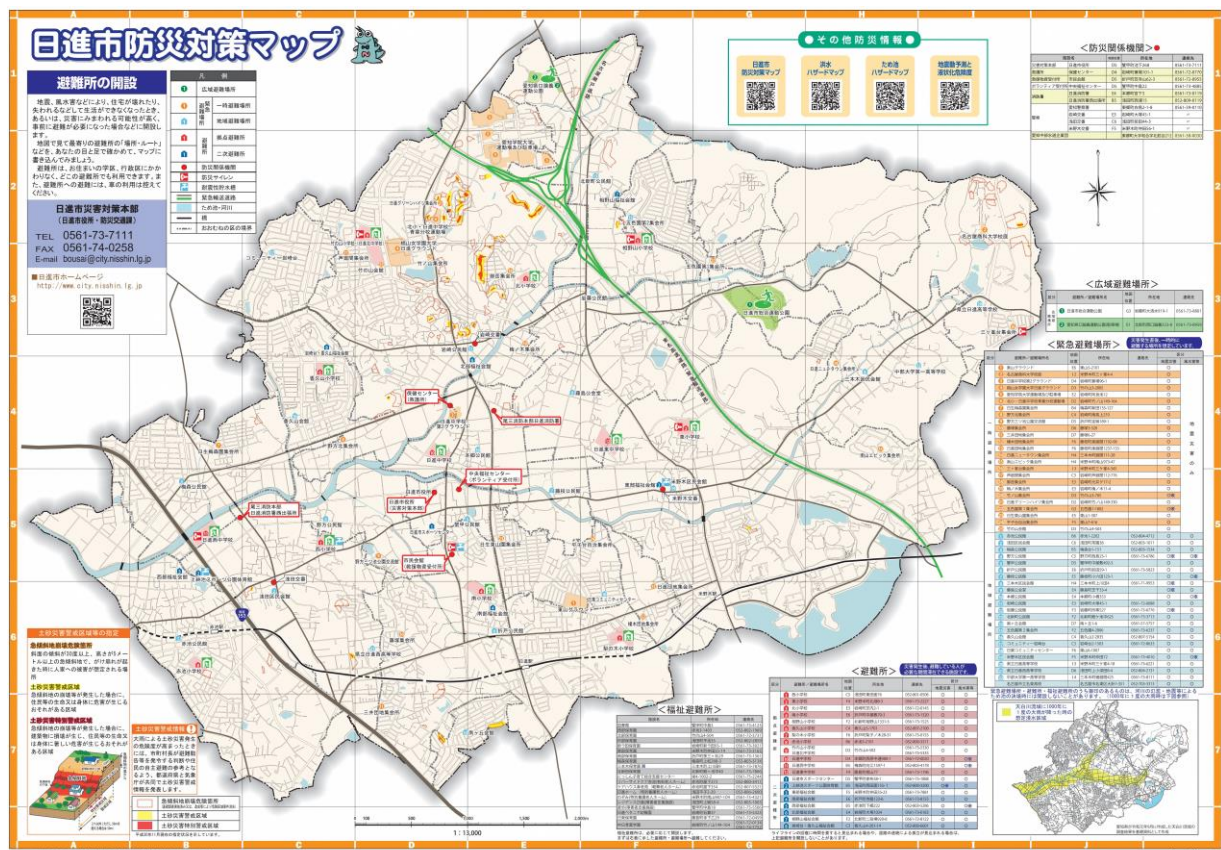
工 特定既存耐震不適格建築物耐震診断費補助

特定既存耐震不適格建築物のうち、法第 5 条第 3 項第 3 号の規定により県計画に記載された道路または法第 6 条第 3 項第 2 号の規定により本計画に記載した道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（10 ページ参照）を対象として、耐震診断に要する費用の一部を補助するものですが、本制度の利用実績はありません。

オ 市防災対策マップによる情報提供

南海トラフ地震に備え防災関係機関や避難場所・避難所等を記載した市防災対策マップ※を市のホームページ等で公開するとともに、防災交通課窓口で情報提供しています。

■市防災対策マップ（2020年（令和2年）3月修正版）



※ 国の発表した「南海トラフを震源域とする地震被害想定」に基づいて、2014 年度（平成 26 年度）に作成し、随時修正しています。

力 建築相談の実施

住宅の耐震診断や耐震改修に加え、リフォーム、バリアフリー化等、建築に関する全般的な相談に応じる建築相談を、毎月1回実施しています。

キ その他

(a) 窓ガラス等の落下防止対策

窓ガラスや外壁の仕上げ材等は、建築物の耐震構造にかかわらず、落下等により、避難者や通行人、あるいは、建築物内の人に被害を発生させる危険性があります。このため、2012 年度（平成 24 年度）より市役所本庁舎や市内小中学校の窓ガラス飛散防止措置を行っています（ガラスの種類等により一部を除く）。

(b) エレベーターの安全対策

近年、地震発生時において、多くのビルで使用されているエレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じこめられる等の被害が発生しており、2014 年（平成 26 年）4 月 1 日にエレベーター、エスカレーター等の脱落防止措置について、建築基準法施行令の一部を改正する政令が施行されました。

これらの被害を避けるため、市役所本庁舎や市民会館などのエレベーターについて、地震発生時における安全装置の設置を行いました。

3 取組みからわかる耐震化の促進に向けた課題

これまでの取組みや意識調査の結果を踏まえ、耐震化の促進に向けた課題を抽出します。

(1) 住宅

これまで取り組んできた普及・啓発活動について一定の効果は認められるものの、ダイレクトメールの送付や耐震診断啓発戸別訪問を通じて、耐震診断の受診に至った件数は近年減少傾向にあります。また、耐震診断を行っても、その後の耐震改修まで至った割合は概ね 20%前後と決して多くはありません。

これらの要因を意識調査結果から推察すると、耐震診断を行った結果として耐震改修工事が必要となった場合に、その費用負担が大きな障壁になっていると考えられます。また、木造住宅無料耐震診断の制度について約 74%が認知している一方、木造住宅耐震改修費補助の認知度は約 44%に留まる等、市の施策が十分に理解されていないことも耐震化が進まない要因の一つと考えられます。こうした状況の中で、耐震化に向けた相談先としては、市役所等の公的機関を選ぶ方が半数近くに及ぶことから、市としては、PRの仕方等を工夫しながら、住宅の所有者に対して耐震化の必要性についての意識の向上とともに、耐震化への支援策として補助制度の認知度を高めていく必要があります。

加えて、意識調査の回答者の約 90%が 60 歳以上となっており、今後は特に高齢者を意識した対策が重要になると考えられます。その際、所有者になるべく経済的な負担がかからないよう、支援策を充実させる必要があります。

住宅に関する取組みの課題

- ・ 耐震化の必要性のさらなるPR等、住宅の所有者の意識の向上が必要
- ・ 高齢者世帯を意識した対策が必要
- ・ 改修費用等の補助制度のさらなる認知度向上が必要
- ・ 費用負担軽減等の支援策のさらなる充実が必要

(2) その他

これまで避難所耐震化工事費補助による避難場所及び避難所の耐震診断及び耐震改修は、地域の理解と協力により計画的に行うことができました。しかしながら、耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等については、耐震化があまり進んでいないため、より一層の耐震診断、耐震改修の支援が必要であるとともに、県との情報共有をさらに強化していく必要があります。

また、ブロック塀等撤去費補助は避難路の安全性を向上させる効果があり、今後もその安全対策についての普及に努めていくことが重要であると考えます。

その他の取組みの課題

- ・ 耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等については、より一層の耐震診断、耐震改修の支援が必要
- ・ ブロック塀等の撤去等の支援についてのさらなる普及・啓発が必要

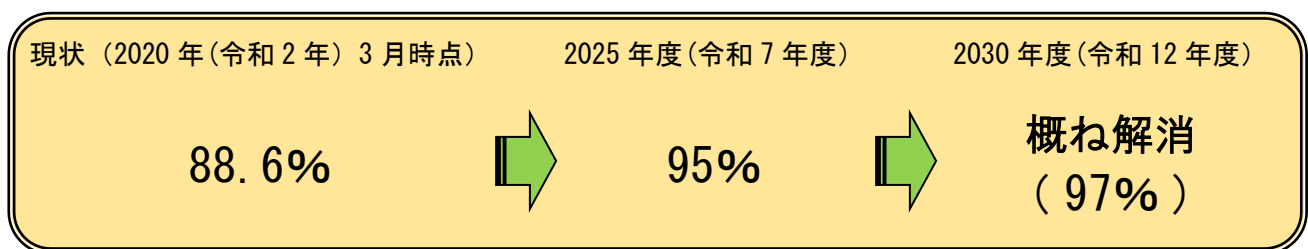
第3章 耐震化の目標と耐震化促進の取組み

1 計画の目標

本計画では、国や県が示した目標を踏まえ、2030 年度（令和 12 年度）に向けて住宅の耐震化率の目標を定めるとともに、耐震化することが困難な住宅については減災化の目標を定めます。

（1）住宅の耐震化

県の目標を踏まえ、2025 年度（令和 7 年度）までに住宅の耐震化率を 95%、2030 年度（令和 12 年度）までに耐震性がない住宅を概ね解消することを目標とします。概ね解消とは、本市では 97%とします。

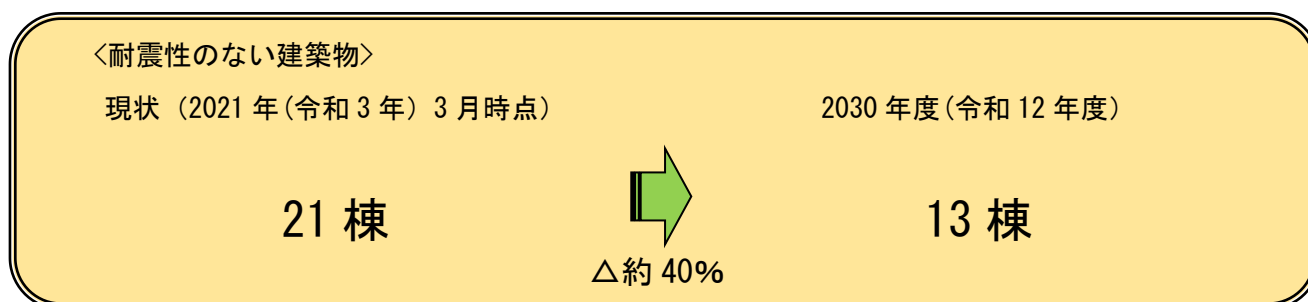


（2）建築物の耐震化

ア 特定既存耐震不適格建築物等

現在、耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等は、多数の者が利用する建築物が 2 棟、危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物が 4 棟、通行障害既存耐震不適格建築物が 15 棟の計 21 棟あります。

特定既存耐震不適格建築物等については、2030 年度（令和 12 年度）までにこれらのうち約 40%を耐震化または除却することを目標とします。



イ 防災上特に重要な建築物

現在、防災上特に重要な建築物（防災関係機関を置く公共建築物、避難場所及び避難所）については、すべて耐震化されました。

今後、地域防災計画が新たに見直され、その対象施設の変更が生じた場合は、耐震性の有無を確認し、耐震性がない場合は耐震化を図ります。

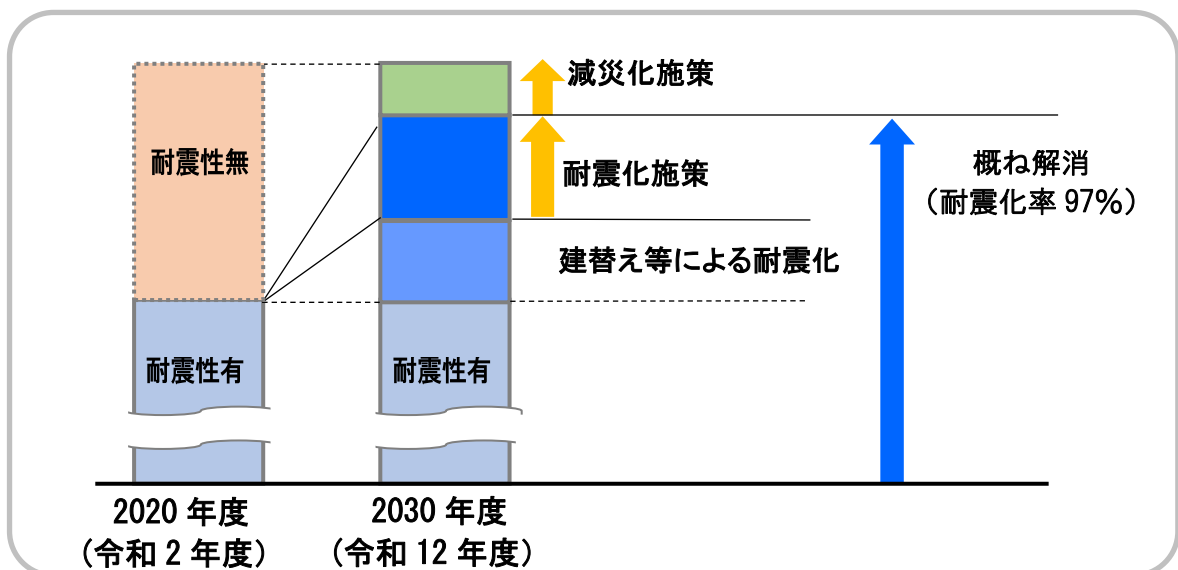
（３）住宅・建築物の減災化

地震災害時に人が避難するためには、安全に住宅の外に出られること、怪我をせずに動けることが重要です。また、建築物は、社会基盤・生活基盤の基本であることから、市民の生活を守るため、地震によって被災した場合でも速やかに復旧できることが必要とされます。そのため、耐震化施策に加え、減災化施策にも取り組んでいきます。

住宅・建築物の減災化は、容易で効果的な方法により住宅の倒壊による圧迫死を減少させること、地震時の早期復旧を目的とし、「住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守る」を目標とします。

住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守る

■耐震化施策と減災化施策の関係性のイメージ

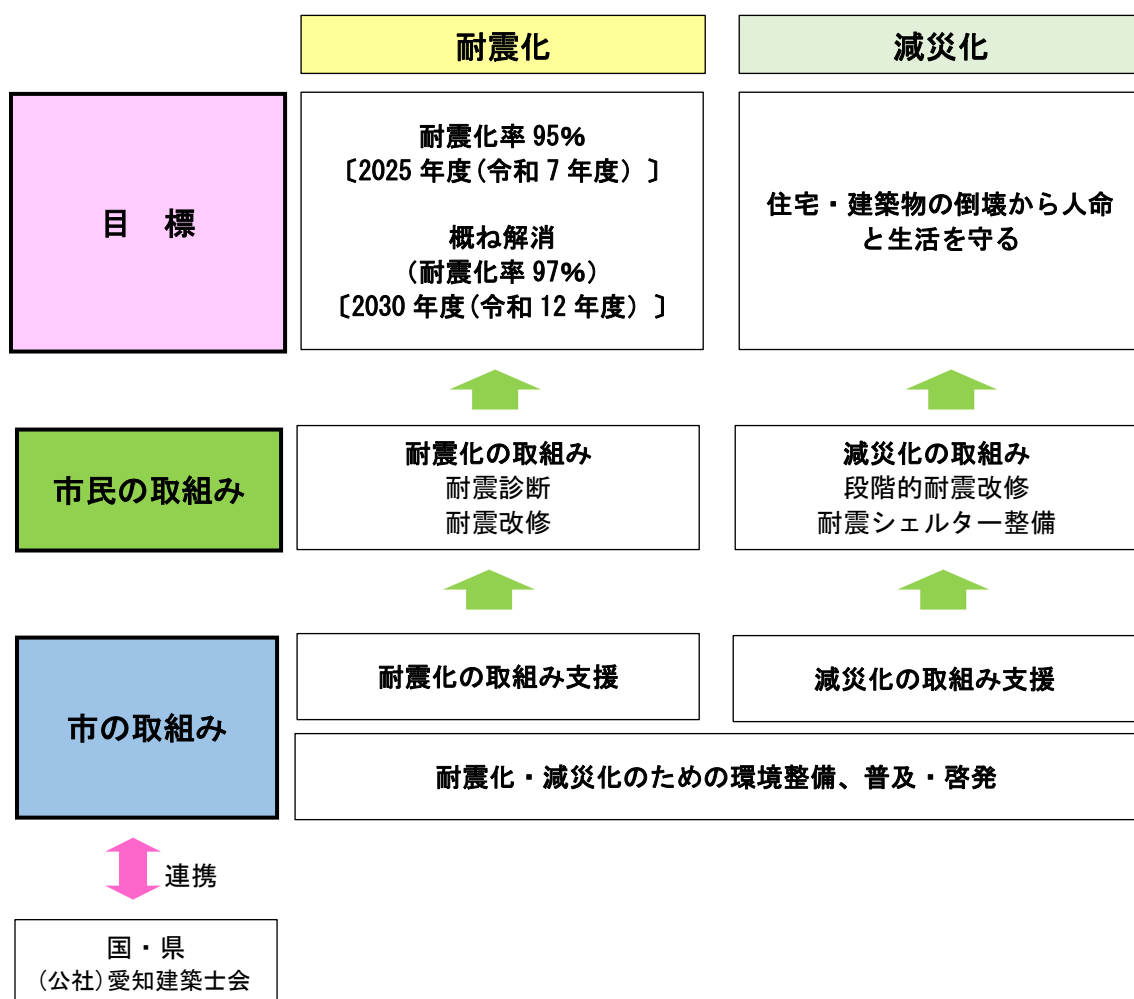


2 耐震化促進の基本的な方針

本市では 2007 年度（平成 19 年度）から耐震改修促進計画を定め、耐震化の促進を行ってきましたが、前章で整理したように、高齢者世帯を意識した対策が求められること等、幾つかの課題が見受けられました。また、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、避難所での感染拡大を防止する観点から在宅避難がクローズアップされており、住宅の耐震化がますます重要になっています。今後より一層、耐震化を促進するためには、耐震化を阻害している課題を解決していく必要があります。

耐震化の促進とともに、県計画でも減災化という視点で段階的耐震改修や耐震シェルター等の設置といった取組みを推進していることから、本市でも耐震改修や除却の一層の推進に合わせて、減災化施策もさらに積極的に実施していくこととします。また、法改正に合わせ、新耐震基準住宅の安全対策の取組みも検討していきます。

■耐震化・減災化の促進イメージ



■主な課題と関連事業等

《主な課題と強化する視点》

住宅に関する取組み

〔主な課題〕

- ・耐震化の必要性のさらなるPR等、住宅の所有者の意識の向上が必要
- ・高齢者世帯を意識した対策が必要
- ・改修費用等の補助制度のさらなる認知度向上が必要
- ・費用負担軽減等の支援策のさらなる充実が必要

〔強化する視点〕

- ・特に高齢者を意識した普及・啓発活動の推進
- ・低コスト耐震改修工法の普及拡大
- ・減災化等、耐震改修以外の手法も含めた幅広い支援の充実
- ・庁内関係部署や地元組織等との連携強化

その他の取組み

〔主な課題〕

- ・耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等については、より一層の耐震診断、耐震改修の支援が必要
- ・ブロック塀等の除去等の支援についてのさらなる普及・啓発が必要

〔強化する視点〕

- ・特定既存耐震不適格建築物の耐震化に向け、県と連携しつつ、普及・啓発活動の推進
- ・危険なブロック塀等の耐震化に向けた支援策の充実

法改正や建築物の安全等に関する社会動向の変化への対応

《関連事業等》

住宅

耐震化の促進

- 木造住宅無料耐震診断
- 木造住宅耐震改修費補助
- 木造住宅除却工事費補助
- 非木造住宅耐震診断費補助
- 非木造住宅耐震改修費補助等その他支援策の検討
- 新耐震基準住宅への支援策の検討

特定既存耐震不適格建築物等

公共建築物

- 災害発生時の被害軽減のためのさらなる取組みの検討

民間建築物

- 耐震化に関するさらなる普及・啓発の検討

通行障害既存耐震不適格建築物

- 特定既存耐震不適格建築物耐震診断費補助
- 法第6条第3項第1号の道路の指定検討

防災上特に重要な建築物

防災関係機関を置く公共建築物

- 地域防災計画と連携し耐震性を確保

避難場所及び避難所

- 耐震化完了 ⇒ 地域防災計画の見直し等に留意

住宅・建築物の減災化

減災化の促進

- 段階的耐震改修費補助・耐震シェルター整備費補助
- 耐震ベッドの設置費補助の検討

ブロック塀等

- ブロック塀等撤去費補助
- 安全点検等の継続実施
- ブロック塀等改修費補助の検討

日進市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づく取組みの推進

- アクションプログラムの継続実施

普及・啓発と環境整備

普及・啓発

- 市HPの充実、SNSの活用の検討
- 各種パンフレットの作成・配布
- 高齢者向け耐震診断受診勧奨DMの送付
- 耐震診断啓発戸別訪問
- 市防災対策マップによる情報提供
- 低コスト高耐震化工法の普及 等

環境整備

- 相談体制の充実の検討
- 地域福祉課等の行政内部での連携
- 地域との連携
- 専門家との連携 等

今後の法改正や社会動向に合わせた支援の検討

3 耐震化促進に向けた今後の取組み

住宅については、木造住宅無料耐震診断、耐震改修費補助等により耐震化を促進するとともに、大規模地震発生時の住宅被害を軽減できるような減災化を促す施策にも取り組むことで市民の安全の確保を図っていきます。

併せて、耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等について、今後も耐震化が進むように所有者に対し、指導・助言を続けていきます。

各施策の推進にあたっては、社会資本整備総合交付金（国の交付金）や愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業（県の補助制度）といった各種補助制度の積極的な活用を図ります。

（１） 住宅

木造住宅無料耐震診断、木造住宅耐震改修費補助、木造住宅除却工事費補助、非木造住宅耐震診断費補助について、今後も継続して実施していきます。また、建築後相当年数が経過した住宅では、耐震改修にかかる費用が高額になることもあり、耐震改修が進まないということもあるため、建替えの促進も図ります。特に、老朽化等で構造又は設備が著しく不良な空家については、その除却を行う者に対して、不良空家除却促進補助を行い、住宅の建替えの促進に取り組んでいきます。

加えて、木造住宅耐震改修費補助等において、所有者に代わって工事施工者が補助金の受領を代理で行うことができる「代理受領制度」について導入を検討していきます。

また、2016年（平成28年）の熊本地震では、新耐震基準であっても、在来軸組構法の木造住宅のうち、接合部等の規定が明確化された2000年（平成12年）以前に建築されたものに倒壊等の被害が見られました。国は、1981年（昭和56年）6月1日から2000年（平成12年）5月31日までに建てられた木造住宅を対象として、耐震診断よりも効率的に耐震性能を検証する方法（新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法「新耐震木造住宅検証法」）を実施するように示しています。本市においても、窓口やホームページ等を通じて普及のための周知を行っていきます。

さらに、リフォームやリノベーションの工事を行う際、同時に耐震改修工事を行うことで、それぞれ個別に工事を行うよりも費用が軽減されること等が期待できます。このため、県や事業者と連携しながら、リフォーム等に対する国の支援等の情報提供に努めるとともに、耐震化を促進していきます。

(2) 特定既存耐震不適格建築物等

ア 多数の者が利用する建築物、危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物

(a) 公共建築物

本市が所有する建築物で耐震性のない特定既存耐震不適格建築物はありませんが、災害発生時の被害を軽減するためのさらなる取組みについて、検討していきます。

(b) 民間建築物

特定既存耐震不適格建築物の所有者は、法により建築物について耐震診断を行い、耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。所管行政庁である県は特定既存耐震不適格建築物について、耐震化を早期に実現するための指導、助言だけではなく、必要に応じて指示、公表、勧告、命令等を行っていきます。本市においても県との調整、協力を図りつつ、所有者に対し、耐震化の必要性や効果についてのさらなる普及・啓発を検討していきます。

イ 通行障害既存耐震不適格建築物

第2次緊急輸送道路、第4次緊急輸送道路を対象として、その沿道にある通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化を促進するため、特定既存耐震不適格建築物耐震診断費補助について継続して実施するとともに、所有者に対して耐震化に向けたさらなる普及・啓発を検討していきます。

また、必要に応じて法第6条第3項第1号の道路の指定について検討していきます。

ウ 耐震診断義務付け建築物

(a) 要緊急安全確認大規模建築物

要緊急安全確認大規模建築物は、現在すべて耐震化されています。今後、法改正により要緊急安全確認大規模建築物に追加が生じた場合は、耐震性の有無を確認し、耐震性がない場合は耐震化を図ります。

(b) 要安全確認計画記載建築物

要安全確認計画記載建築物に指定されている建築物は、現在すべて耐震化されています。今後、要安全確認計画記載建築物が追加指定された場合は、耐震性の有無を確認し、耐震性がない場合は耐震化を図ります。

（３）防災上特に重要な建築物

ア 防災関係機関を置く公共建築物

本市の地域防災計画では、災害発生時に重要な活動を行う際、防災関係機関を設置する公共建築物が定められています。その対象である市役所、消防署、保健センター、市民会館、中央福祉センターは防災上特に重要な建築物です。現在、それらの建築物についてはすべて耐震化されています。今後、地域防災計画が新たに見直され、その対象施設の変更が生じた場合は、耐震性の有無を確認し、耐震性がない場合は耐震化を図ります。

イ 避難場所及び避難所

防災上特に重要な建築物である避難場所及び避難所は、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の機能確保の観点からも耐震性の確保が求められるもので、現在指定されているすべてが耐震化されています。今後、地域防災計画が新たに見直され、避難場所及び避難所の変更が生じた場合は、耐震性の有無を確認し、耐震性がない場合は耐震化を図ります。

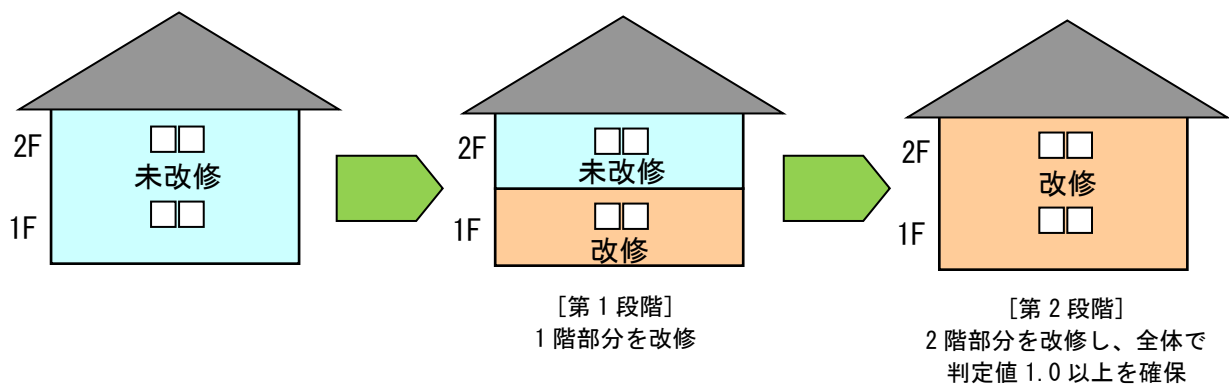
（４）住宅・建築物の減災化

ア 減災化の促進

2020 年度（令和 2 年度）に見直しされた県計画では、「住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守る」という目標に向けて、耐震化のみならず減災化の促進を図っていくこととなっています。本市もその考えを踏まえ、減災化の促進に努めます。

耐震改修が進まない主な要因として工事費負担の大きさが挙げられることから、耐震改修を段階的に行うことにより、工事費を分けて負担できる制度として、2018 年度（平成 30 年度）から段階的耐震改修費補助を開始しました。また、地震により住宅が倒壊しても、生存できる空間を確保することで人命を守ることを目的として、2015 年度（平成 27 年度）から耐震シェルター整備費補助を開始しています。これらの補助を引き続き行うとともに、今後は耐震ベッドの設置費補助制度の導入を検討していきます。

■段階的耐震改修のイメージ



イ ブロック塀等の安全確保

ブロック塀等については、県と連携して民間建築物に附属する塀のパトロールを行うとともに、第4次緊急輸送道路沿いや多数の人が利用する施設周辺等の歩行者が多い区域の安全点検を引き続き実施します。その上で、危険なブロック塀等の所有者等に対し、ブロック塀等撤去費補助の活用を含めた周知を行い耐震化の促進を図るとともに、ブロック塀等改修に対する補助等、支援の充実を検討していきます。

なお、ブロック塀等安全確保に関する事業について、住宅・建築物安全ストック形成事業（防災・安全交付金等基幹事業）の対象となる路線は以下のとおりとします。

＜路線の指定＞

本市内における住宅や事業所等から日進市地域防災計画に掲げる避難場所、避難所及び福祉避難所等※へ至る経路を補助対象とする。

※日進市地域防災計画に掲げる、①指定緊急避難場所（一時避難場所、地域避難場所）、②指定避難所（拠点避難所、二次避難所）、③広域避難場所、④福祉避難所

（5）日進市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づく取組みの推進

住宅の耐震改修の目標達成に向け、毎年度「日進市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、計画的な取組みを行っており、その内容や実績は市のホームページ等で公表しています。引き続きアクションプログラムの効果を検証しながら、より有効な取組みを進めていきます。

(6) 普及・啓発と環境整備

ア 普及・啓発

情報提供については、今後も市防災対策マップや、市のホームページを活用し実施していきます。

耐震化の必要性や効果及び補助制度のPRを効果的に実施するため、分かりやすい資料となるよう工夫をこらした各種パンフレットを作成、配布する等、積極的に展開していきます。また、税制上の特例措置等の情報についても、市のホームページを活用して周知します。

特に、住宅向けの内容については、市民の住宅の耐震化に対する意識向上が必要なことから、市のホームページの充実やSNS等の情報手段を積極的に活用する等、より効果的な普及・啓発手法を検討していきます。さらに効果を高めるため、主な所有者である高齢者を意識した内容を盛り込んだダイレクトメール等による周知や、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、避難所での密集を防ぐため、在宅避難ができるよう周知を実施していきます。

現在、実施している耐震診断啓発戸別訪問や、防災関連のイベント等、市民が多く集まる場を通じ住宅の耐震診断、耐震改修の必要性を訴える普及・啓発活動については、より効果的な方法を検討していきます。

さらに、建築物の耐震改修をより一層促進するためには、低廉な費用負担で実施できるように改修コストを下げる必要があります。愛知建築地震災害軽減システム研究協議会では、低コスト高耐震化工法の開発や耐震補強効果実証実験等に取り組み、木造戸建て住宅や共同住宅、学校建築等に活用できるよう研究・開発し、これらの技術を広く普及することを目指しています。本市でも、県と連携しこれらの情報を市民や市内の愛知県木造住宅耐震診断員に提供する機会を増やす等、低コスト高耐震化工法のさらなる普及に努めます。

法に基づく以下の認定制度について、県と連携・協力し、建築物の耐震化の円滑な促進に向けて、所有者に対し周知していきます。

<耐震改修計画認定(17条認定)>

既存耐震不適格建築物を耐震改修に伴う増改築工事を行う場合、耐震関係規定等に適合させれば、当該増改築工事後も、引き続き既存不適格建築物として取り扱うことができます。

また、認定を取得することで、容積率や建蔽率の緩和を受けることができます。

＜基準適合認定(22条認定)＞

新耐震、旧耐震の別や用途、規模等に関わらず、全ての建築物に対し、耐震関係規定等に適合している場合、当該建築物が地震に対する安全性が確保されている旨の表示を付することができます。

＜要耐震改修認定(25条認定)＞

分譲マンションなどの区分所有建築物は、共用部分の変更に該当する場合、区分所有法において、区分所有者の4分の3以上の多数による集会の決議を経る必要があるところ、耐震性が不十分だと認定を受けた区分所有建築物は、決議要件を2分の1以上の多数として耐震改修を行うことができます。

イ 環境整備

日進建築士グループの建築士による住宅に関する各種相談に応じる建築相談を毎月1回実施し、耐震診断や耐震改修工法についても情報提供を行っていきます。

市民の相談先として市役所等公的機関へのニーズが高いことから、市民や建物の所有者等が安心して市役所の窓口を利用していただけよう、より一層相談窓口の充実を検討していきます。

その他環境整備において、行政や地域、専門家等の連携による体制づくりは非常に重要です。

意識調査の結果から、旧耐震基準の住宅の主な所有者は高齢者であることがわかりました。このことから、行政内部の連携として、高齢者との繋がり深い地域福祉課等と連携することで、効果的に耐震化・減災化を進めていきます。

また、地域との連携として、建築物の耐震化は地域の防災活動の一環であることから、町内会、地域防災ボランティア等と連携し、防災出前講座^{※1}や地域の防犯・防災訓練等と併せて、住宅の耐震化について啓発活動を行います。

さらに、専門家である日進建築士グループの建築士等との連携を密にし、耐震診断や耐震改修についての普及・啓発活動に取り組んでいきます。また、県が実施している住宅の耐震化に関する専門的な人材を養成する耐震化アドバイザー養成講座^{※2}や、安価な耐震改修工法講習会等の受講を勧めることで、相談員のスキルアップを支援します。

※1 日進防災推進連絡会が主催する講座で、市内のどこにでも伺い、地震、水害のニーズに合った防災の講話を無料で行っている。

※2 愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が主催する「耐震化アドバイザー養成講座」を修了した者のこと。来るべき地震災害に備え、安心して暮らせる住まいづくりを進めるため、住まいの耐震改修や家具の転倒予防に関し、中立的な立場で専門的なアドバイスを行う。

ウ その他

地震時の安全対策として、家具転倒防止対策を引き続き行っています。また、窓ガラスや外壁の仕上げ材等の落下防止対策についても、市有公共建築物について引き続き行っています。

(7) 計画達成に向けて

ア 計画のフォローアップ

住宅を中心に、耐震診断・改修の実施状況を定期的に把握することで、本計画の進捗管理を行います。

イ 計画の見直し

県計画では、目標の達成状況及び耐震化の進捗状況の確認を行い、必要に応じて適切に見直しを行うものとしています。本市においても、社会情勢の変化や上位計画である県計画、日進市地域防災計画等の改定等を踏まえて本計画の内容を検証し、必要に応じて適宜見直しを行っていきます。

資 料 編

(1) 想定される災害

「平成 23 年度から平成 25 年度・愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」によると、本市では、津波による被害の想定はありませんが、地震対策を進めるうえで軸となる「過去地震最大モデル」による最大震度は、市のほぼ全域で震度 6 弱と予測されており、避難者数は最大 8,300 人にのぼるなどと想定されています。

なお、あくまで補足的な想定とされていますが、あらゆる可能性を考慮し、1,000 年に一度程度発生するであろうとする「理論上最大想定モデル」のケースによれば、市内最大震度 6 強、揺れや火災によって約 900 棟の建物が全壊もしくは焼失するなど大きな被害が想定されています。

■全壊・焼失棟数（冬夕 18 時発災）

単位：戸

	揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	合計
過去地震最大モデル	約 100	*	*	*	約 20	約 200
理論上最大想定モデル (陸側ケース)	約 600	*	*	*	約 300	約 900

■死者数

単位：人

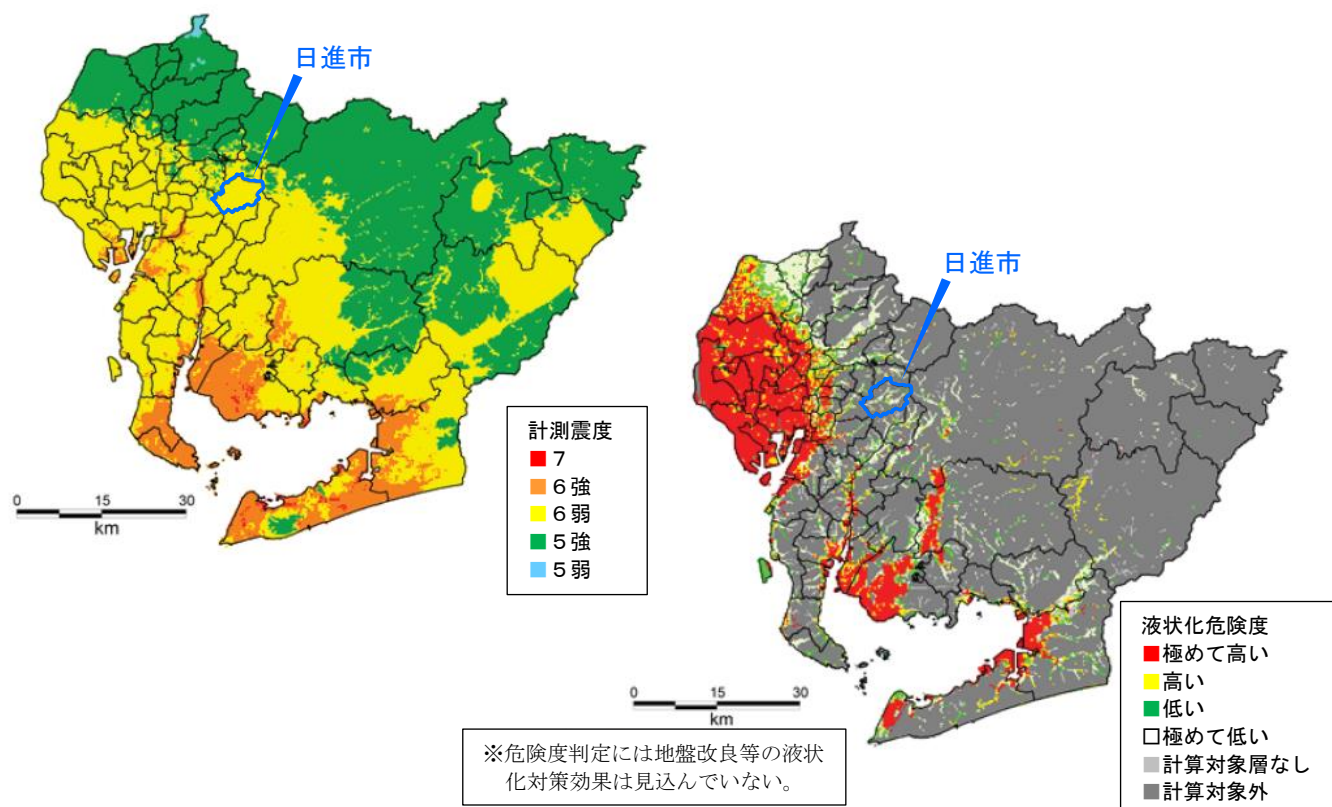
	建物倒壊	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計
過去地震最大モデル	*	*	*	*	*	*
理論上最大想定モデル (陸側ケース) (冬深夜 5 時発災、早期避難率低の場合)	約 30	*	*	*	*	約 30

*：被害わずか（5 未満）

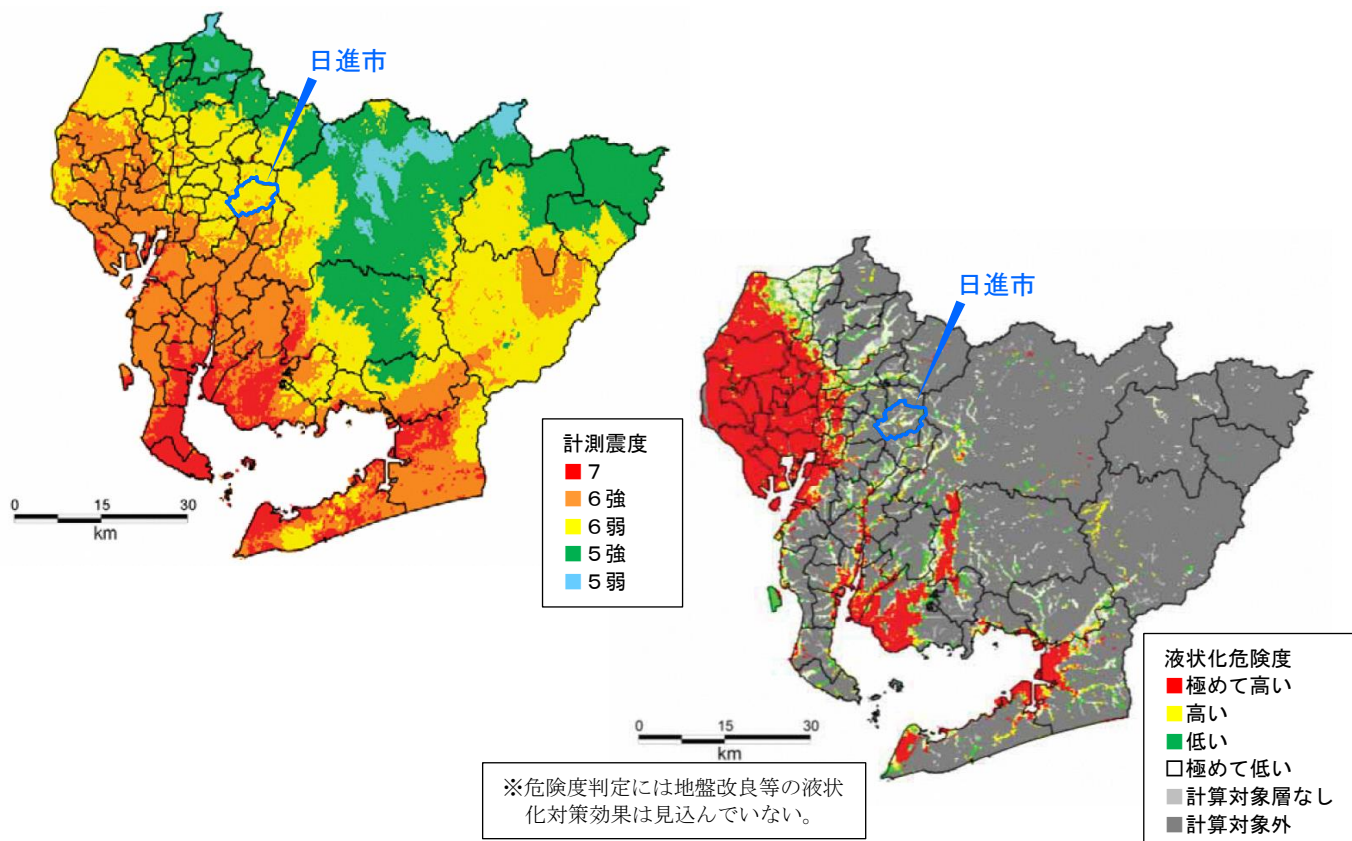
注：次の①～③にしたがって端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

①5 未満→「*」、②5 以上 100 未満→「一の位を四捨五入」、③100 以上 1 万未満→「十の位を四捨五入」

■地震震度分布、液状化危険度（過去地震最大モデル）



■地震震度分布、液状化危険度（理論上最大想定モデル）



（２）公共建築物の耐震化の状況

公共建築物については、前計画策定時点（2013 年度（平成 25 年度））で、市有の建築物はすべて耐震性が確認されていましたが、県有の建築物 2 棟で耐震性のないおそれがありました。その後、耐震改修工事が行われ、耐震性が確保されました。

■前計画で耐震性が確保されていなかった、耐震性が明らかになっていなかった 公共建築物の耐震化の状況一覧

名 称	棟数	所有者	耐震性	備考
愛知県立日進高等学校	2 棟	愛知県	有	耐震改修済

（３）耐震化・減災化促進のための支援制度

本市では、住宅の耐震診断や耐震改修などの耐震化・減災化促進のための支援制度を設けています。

■耐震化・減災化促進のための支援制度①

木造住宅無料耐震診断	対象物件	以下のすべてに該当していること ①昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅 ②在来軸組工法及び伝統構法の木造住宅（一戸建て、長屋、共同住宅、併用住宅）で、2 階建て以下 ※プレハブ、ツーバイフォー、鉄骨造、コンクリート造などの構法による建築物は診断できません。 ※空家は対象外。
木造住宅耐震改修費補助	補助対象となる木造住宅	以下のすべてに該当していること ①昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅 ②日進市が実施する木造住宅無料耐震診断において、総合評価判定値が 1.0 未満の木造住宅
	補助対象となる耐震改修工事	【一般耐震改修】 住宅の総合評価判定値を 1.0 以上にする耐震改修工事（ただし、総合評価判定値が 0.7 以上の場合は 0.3 以上の加算を要する。） 【段階的耐震改修】 1 段階目…1 階部分の判定値を 1.0 以上にする耐震改修工事 2 段階目…1 段階目の工事を完了後に、総合評価判定値を 1.0 以上にする耐震改修工事 ※いずれも、愛知県木造住宅耐震診断員による耐震補強工事計画に基づく工事であることが条件です。
	補助金額	一般耐震工事：上限 100 万円 段階的耐震改修工事（1 段階目）：上限 60 万円 段階的耐震改修工事（2 段階目）：上限 40 万円
非木造住宅耐震診断補助	補助対象となる住宅	以下のすべてに該当していること ①鉄筋コンクリート造、鉄骨造、2×4 工法、プレハブ工法などの非木造住宅 ②昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅 ③住宅以外の用途が延べ面積の 2 分の 1 未満であること
	補助金額	【戸建住宅の場合】 耐震診断費用の 3 分の 2 （上限 89,000 円） 【マンション、共同住宅、長屋の場合】 耐震診断費用の 3 分の 2 （上限 1 住戸あたり 50,000 円かつ 1 棟あたり 900,000 円）

（令和 2 年 4 月 1 日現在）

■耐震化・減災化促進のための支援制度②

木造住宅除却 工事費補助	補助対象と なる木造 住宅	以下のすべてに該当していること ①昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された 2 階建て以下の木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法のものに限る） ②住宅の延床面積が 30 平方メートル以上 ③日進市の木造住宅無料耐震診断を前年度までに実施していること ④日進市の木造住宅無料耐震診断において、判定値が 1.0 未満と診断されていること ⑤過去に日進市の耐震改修費補助金の交付を受けていないこと ⑥現在、人が住んでいる住宅（空家は補助対象外）
	補助対象と なる工事	補助対象となる住宅をすべて解体し、運搬及び処分する除却工事
	補助金額	除却工事に要する費用の 3 分の 2 の額（上限 20 万円、千円未満切捨て）
耐震シェルタ ー整備費補助	補助対象と なる木造 住宅	以下のすべてに該当していること ①シェルターを整備する住宅が、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅（在来軸組工法及び伝統構法のものに限る）であること ②対象住宅に高齢者（満 65 歳以上）又は障害者が居住していること ③日進市の木造住宅無料耐震診断において、判定値が 1.0 未満と診断されていること ④過去に日進市の耐震改修費補助金の交付を受けていないこと ※障害者とは、アからウのいずれかに該当する者です。 ア 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者 イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 ウ 療育手帳または愛護手帳の交付を受けた者
	補助対象 経費	耐震シェルターの購入、床の補強工事、運搬及び整備に要する費用
	補助金額	整備に要した経費（1 戸あたり上限 30 万円、千円未満切り捨て）
家具転倒防止 対策	対象となる 世帯	以下に掲げる世帯（以下の①～③のいずれかに該当する世帯）を対象として家具転倒防止金具の支給・取付を無料で実施 ①65 歳以上の高齢者のみで構成する世帯 ②身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人がいる世帯 ③義務教育就学中または就学前の子のいる母子世帯

（令和 2 年 4 月 1 日現在）

■耐震化・減災化促進のための支援制度③

ブロック塀等 撤去費補助	補助対象と なるブロック 塀等	以下のすべてに該当していること ①道路等に面して設置されたコンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の日進市内にある塀 ②道路等からの高さが1メートル以上のもの ③道路等と敷地地盤面の高さが異なる場合は、道路等からの高さが1メートル以上かつ敷地地盤面からブロック塀等の高さが60センチメートル以上のもの ④一団の土地において、過去に日進市のブロック塀等撤去費補助金の交付を受けていないこと ※道路等とは、道路、通学路、公園、広場、公共建築物の敷地等、通常の状態において不特定多数のものが利用することができ、将来にわたって継続して利用される土地をいいます。
	補助対象と なる工事	ブロック塀等を当該所有者等が撤去する工事 ※建物の解体、改築等に際して、ブロック塀等を撤去する場合は補助の対象外です。
	補助金額	撤去に要した費用と撤去したブロック塀等の延長に1メートルあたり1万円を乗じた額のいずれか少ない額の2分の1（上限10万円、千円未満切捨て）

(令和2年4月1日現在)

(4) 意識調査結果

ア 調査の概要

(a) 対象者

○市の無料耐震診断利用者（2013 年度（平成 25 年度）～2019 年度（令和元年度））：336 件

○旧耐震基準住宅の所有者から無作為に抽出：1,156 件

(b) 実施期間

2020 年（令和 2 年）10 月 7 日～2020 年（令和 2 年）10 月 25 日

(c) 配布・回収方法

郵送による配布、郵送による回収

(d) 配布と回収の状況

1,492 件配布し、618 件を回収。回収率は 41.4%。

■意識調査の配布・回収状況

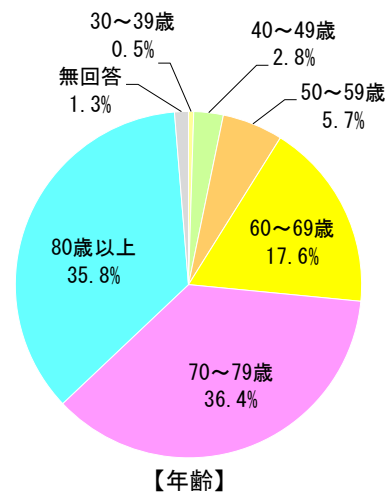
対象者数	1,492 件
有効回答数	618 件
有効回答率	41.4%

イ 意識調査結果

■共通の設問

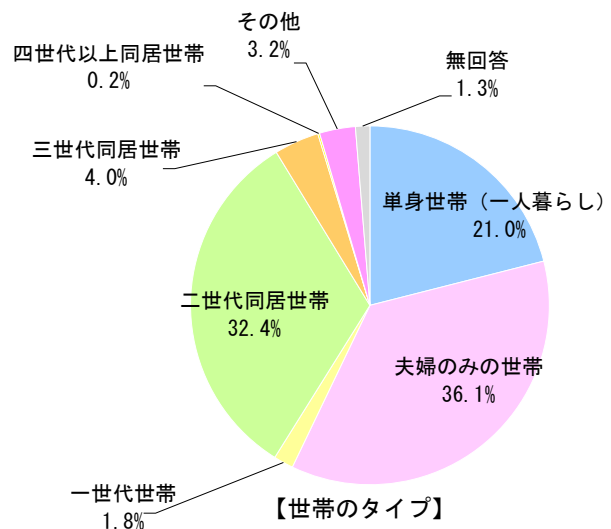
問1 年齢をお答えください。

年齢については70歳代が最も多く、次いで80歳代以上となっており、回答者のうち60歳以上が全体の約9割を占める。



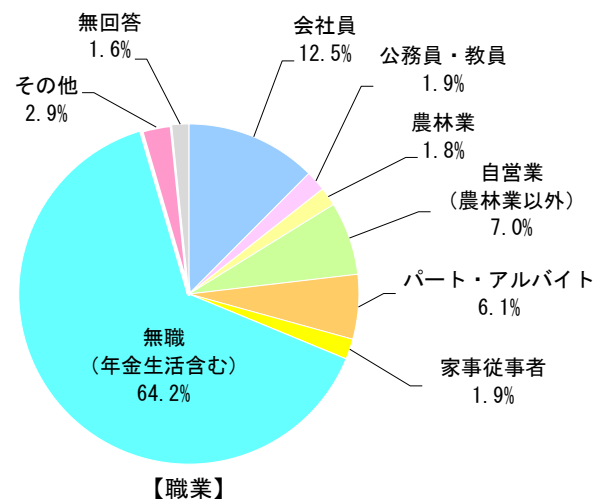
問2 世帯のタイプは次のどれに属しているかお答えください。

世帯のタイプについて「夫婦のみの世帯」が最も多く、次いで「二世帯同居世帯」となっている。



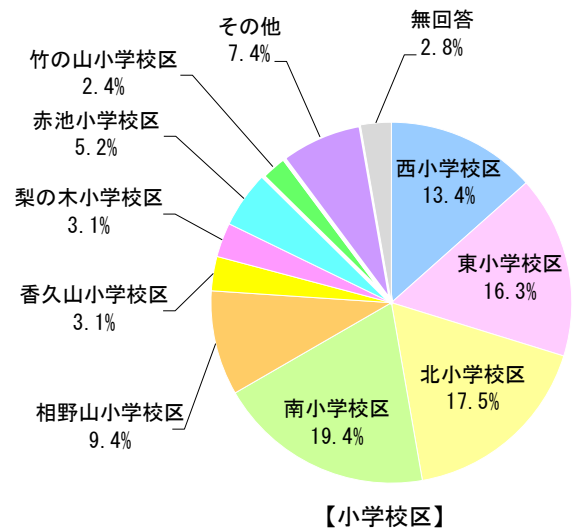
問3 お仕事をお答えください。

職業等について「無職」が最も多く全体の6割以上を占め、次いで「会社員」となっている。



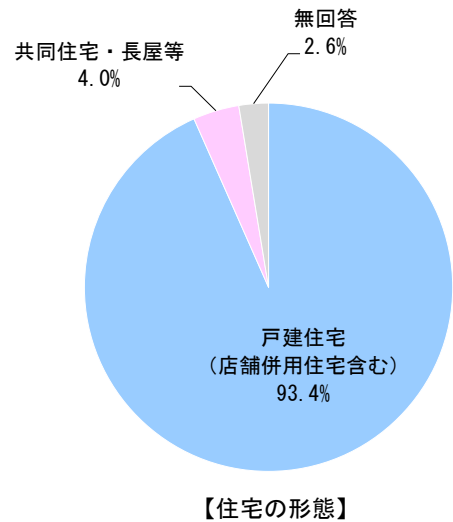
問4 お住まいの小学校区をお答えください。

居住地について、「南小学校区」が最も多く、次いで、「北小学校区」、「東小学校区」、「西小学校区」の順となっている。



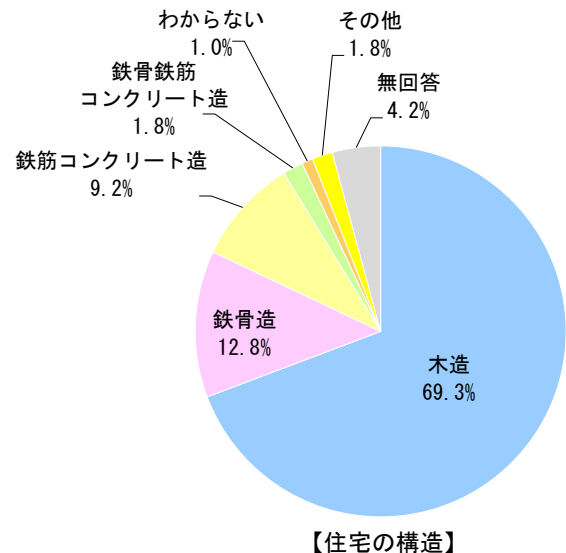
問5 お住まいの形態についてお答えください。

居住形態について、「戸建住宅（店舗併用住宅含む）」が約 9 割と大半を占めている。



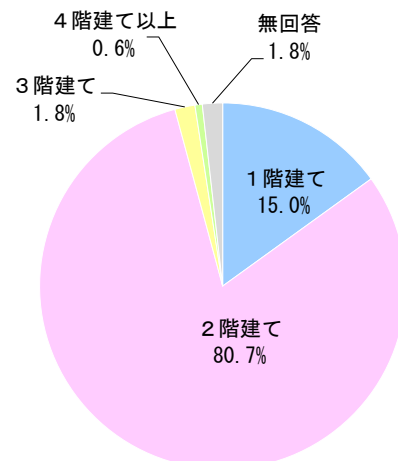
問6 お住まいの住宅の構造をお答えください。

住宅の構造について、「木造」が最も多く全体の約 7 割を占め、次いで「鉄骨造」「鉄筋コンクリート造」がそれぞれ約 1 割となっている。



問7 お住まいの住宅の階数をお答えください。

住宅の階数について、「2階建て」が最も多く、住宅全体のうち2階建て以下が大半を占めている。

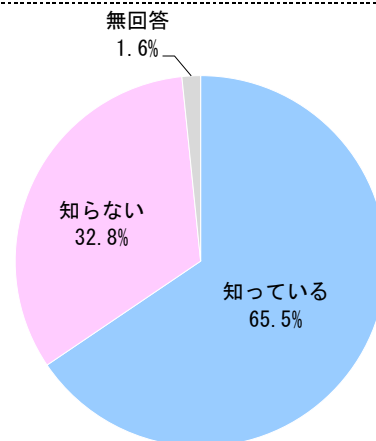


【住宅の階数】

■地震に対する備えについて

問8 日進市地域防災計画（地震災害対策計画）において、「南海トラフ地震」の震度予測が「過去地震最大モデル」で最大震度「6弱」、「理論上最大想定モデル」で「6強」と予測されていることをあなたはご存知ですか。

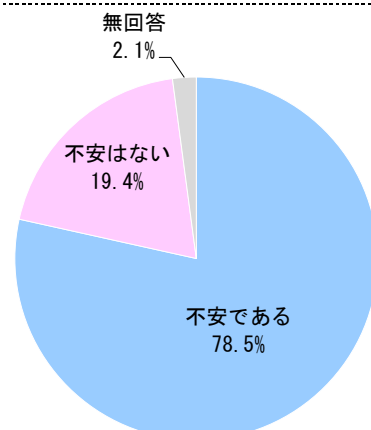
予想最大震度の認知度について、「知っている」が約7割で、「知らない」の約3割を大きく上回っている。



【地震に対する認知度】

問9 お住まいの住宅について、今後発生が予想されている大規模地震などに対する不安はありますか。

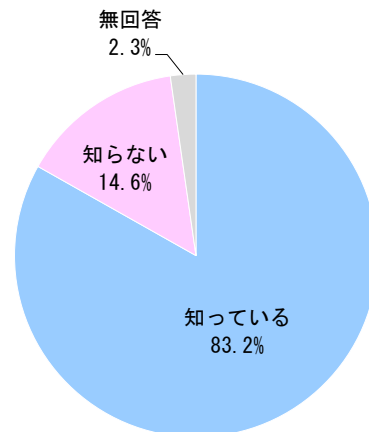
大規模地震に対する不安度について、「不安である」が約8割で、「不安はない」の約2割を大きく上回っている。



【大規模地震への不安】

問 10 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建物については、建物の多くが耐震性に劣っていると言われていています。このことをご存じでしたか。

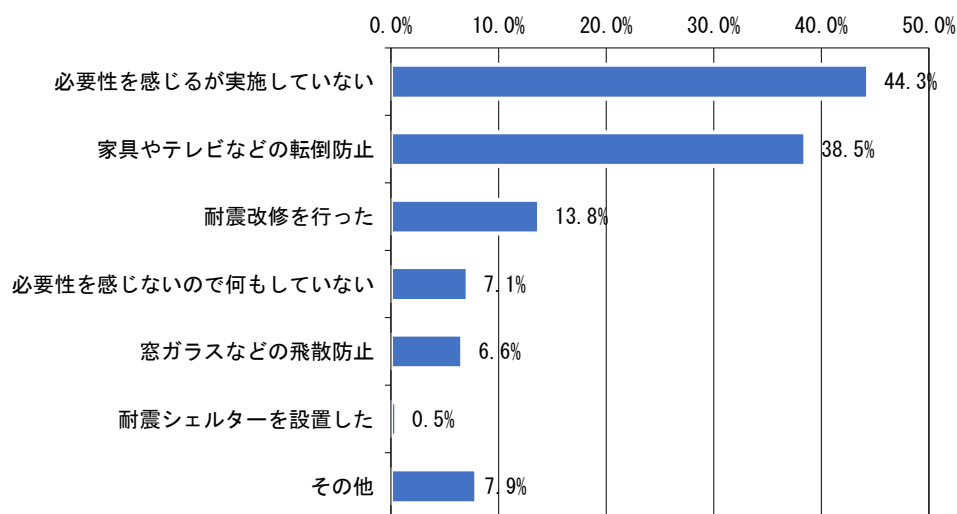
建物耐震性の認知度について、
「知っている」が約 8 割で、「知らない」の約 1 割を大きく上回っている。



【建物耐震性の認知度】

問 11 大規模地震に備えて何か地震に対する対策をしていますか。（あてはまるものすべてに○）

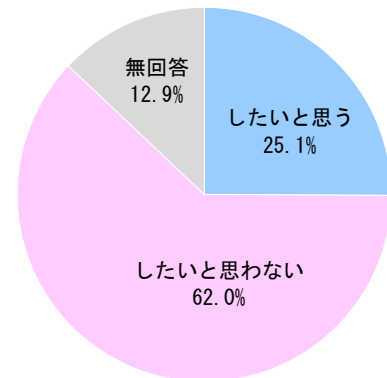
大規模地震に備えての対策について、「必要性を感じるが実施していない」が 4 割以上で最も多くなっている。対策している中では「家具やテレビなどの転倒防止」が最も多く、次いで「耐震改修を行った」となっている。



【大規模地震に備えての対策】

問 12 地震に対する住宅の安全性について、相談をしたいと思いますか。

地震に対する住宅の安全性に対する相談の有無について、「したいと思わない」が約 6 割で、「したいと思う」は約 3 割に留まっている。

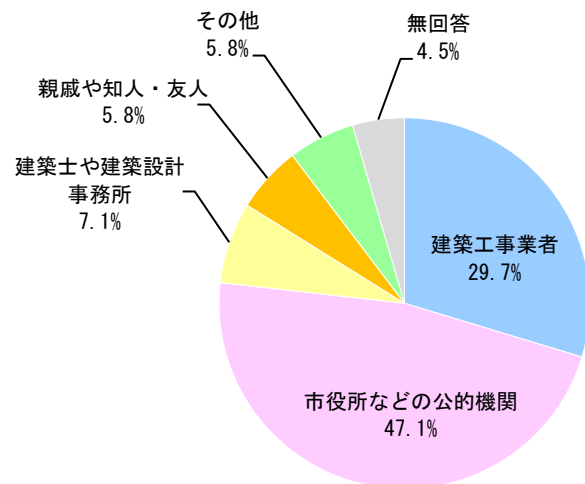


【住宅の安全性に対する相談】

【問 12 で「したいと思う」と回答した方】

問 13 お住まいの住宅の耐震診断や耐震補強など、建物の地震に対する備えをまずはどなたに相談しますか。

相談をしたいと思う方で、地震に対する住宅の安全性に対する相談先を見ると、「市役所などの公的機関」が最も多く、次いで「建築工事業者」となっている。



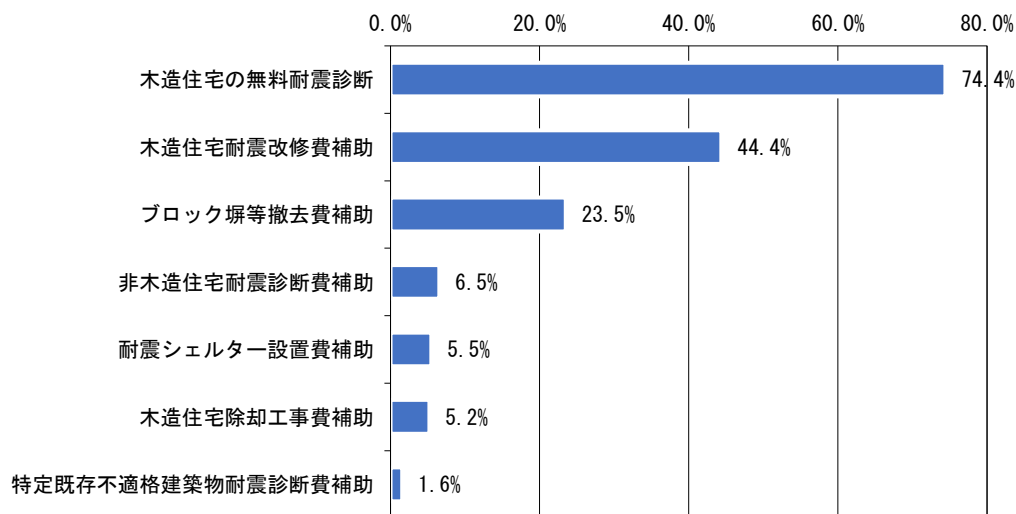
【地震に対する相談先】

■建物の耐震診断・耐震補強等について

【問 12 で「したいと思わない」と回答した方】

問 14 市では、建物などの耐震促進を図るうえで次の対策を実施していますがご存知ですか。（あてはまるものすべてに○）

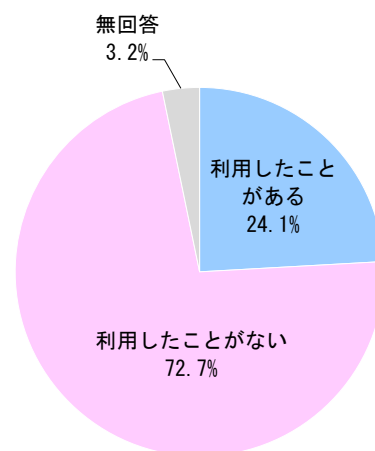
相談をしたいと思わない方で、市が実施している耐震促進対策の認知度を見ると、「木造住宅の無料耐震診断」が最も多く全体の 7 割以上に上る一方、「木造住宅耐震改修費補助」では 4 割強に留まり、木造住宅の耐震診断以外の認知度はいずれも半数以下となっている。特に、減災対策としての「耐震シェルター設置費補助」など、認知度が 1 割に満たないものもある。



【市の耐震対策の認知度】

問 15 市が行っている木造住宅を対象とした無料耐震診断または非木造住宅を対象とした耐震診断の補助制度を利用したことがありますか。

無料耐震診断の利用状況について、「利用したことがない」が約 7 割で、「利用したことがある」は約 2 割に留まっている。

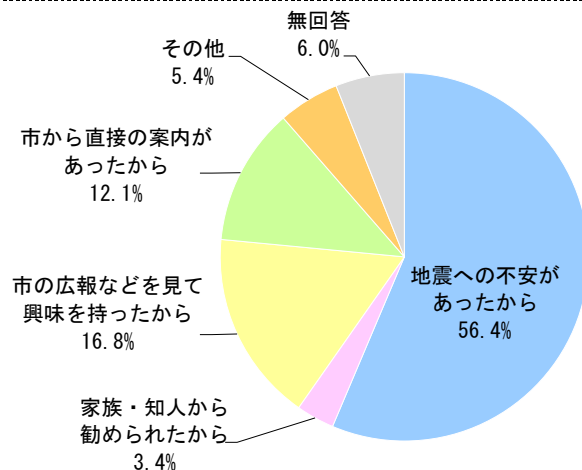


【無料耐震診断の利用】

【問 15 で「利用したことがある」と回答した方】

問 16 無料耐震診断を利用したきっかけをお答えください。（1つ選んで○）

無料耐震診断を利用したきっかけについて、「地震への不安があったから」が最も多く、次いで「市の広報などを見て興味を持ったから」、「市から直接の案内があったから」の順となっている。

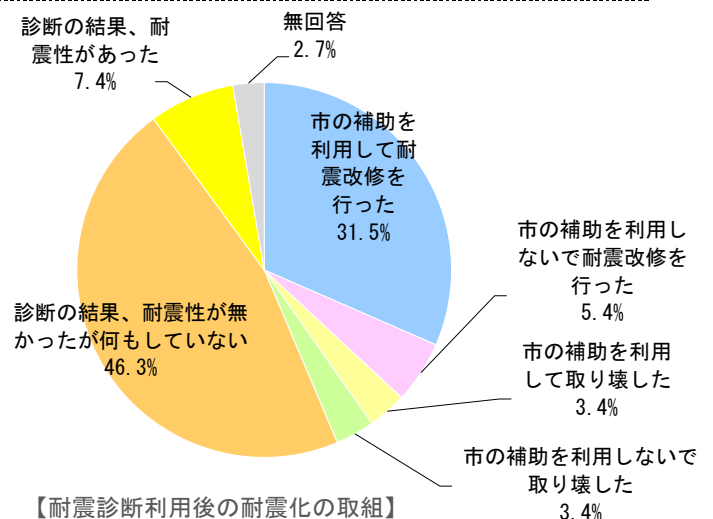


【無料耐震診断利用のきっかけ】

【問 15 で「利用したことがある」と回答した方】

問 17 無料耐震診断を利用した後、耐震化の取組みを行いましたか。（1つ選んで○）

無料耐震診断を利用した後の耐震化の取組み状況について、「診断の結果、耐震性が無かったが何もしていない」が約 5 割と、まだ半数近くの方が取り組んでいない状況となっている。「市の補助を利用して耐震改修を行った」は、約 3 割となっている。

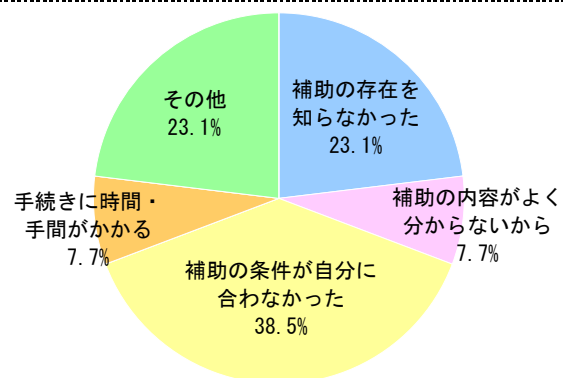


【耐震診断利用後の耐震化の取組】

【問 17 で「市の補助を利用しないで耐震改修または取り壊しを行った」と回答した方】

問 18 市の耐震改修または除却工事の補助制度を利用しなかった理由は何ですか。（1つ選んで○）

市の補助制度を利用しなかった理由については、「補助の条件が自分に合わなかった」が最も多く、次いで「補助の存在を知らなかった」となっている。

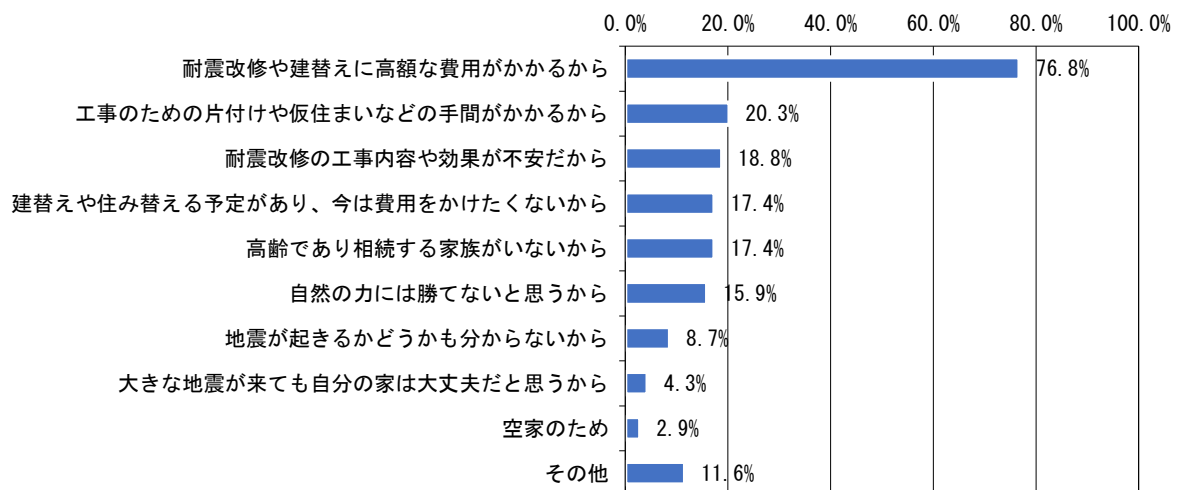


【補助を利用しなかった理由】

【問 17 で「何もしていない」と回答した方】

問 19 耐震性が無いのに、耐震改修や建替えをしない理由は何ですか。（あてはまるもの3つまで選んで○）

無料耐震診断を利用した後、耐震性がないのに改修・建替えをしない理由については、「耐震改修や建替えに高額な費用がかかるから」が約8割と飛び抜けて多く、次いで「工事のための片付けや仮住まいなどの手間がかかるから」が約2割となっている。

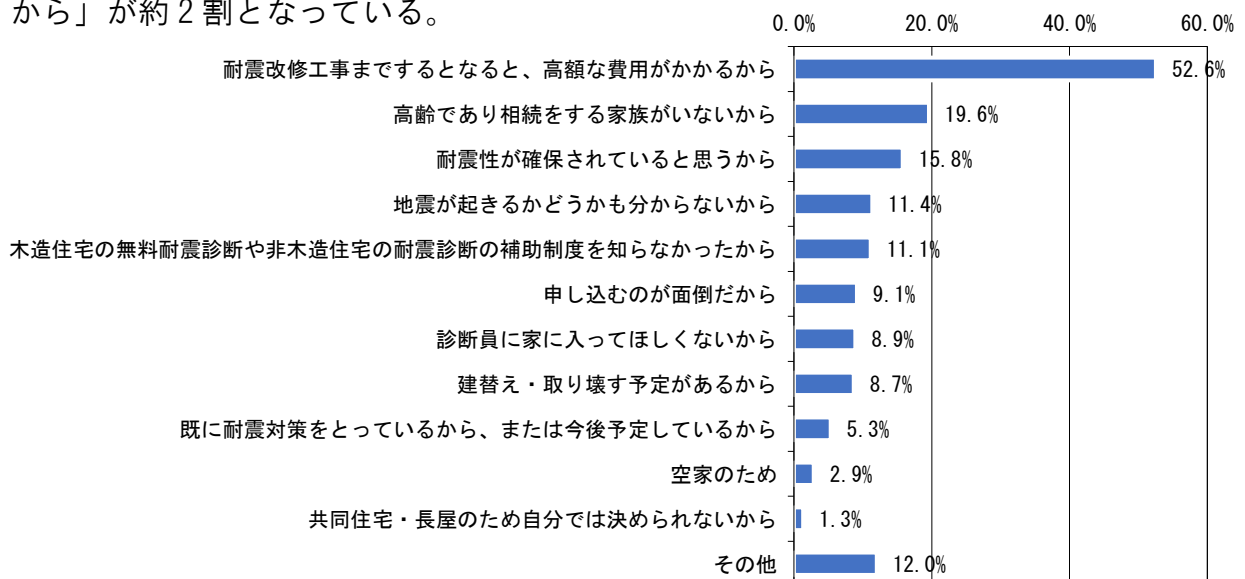


【耐震性がないのに改修・建替えをしない理由】

【問 15 で「2 利用したことがない」と回答した方】

問 20 市が行っている木造住宅を対象とした無料耐震診断または非木造住宅を対象とした耐震診断の補助制度を利用しない理由は次のうちどれですか。（あてはまるもの3つまで選んで○）

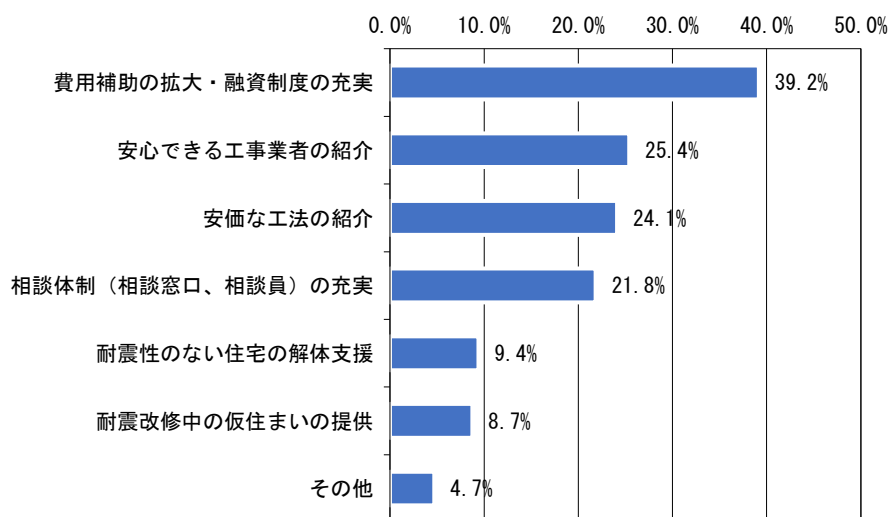
市の無料耐震診断をしない理由について、「耐震改修工事までするととなると高額な費用がかかるから」が半数以上に上り、次いで「高齢であり相続をする家族がいないから」が約2割となっている。



【市の無料耐震診断をしない理由】

問 21 現在のお住まいについて、「耐震改修工事」をしていただくためには、どのような支援があれば良いと思いますか。また既に耐震改修工事を行った方は、こういう支援があれば良かったと思うものをお答え下さい。（あてはまるもの2つまで選んで○）

耐震改修工事を行うために求める支援策については、「費用補助の拡大・融資制度の充実」が最も多く、次いで「安心できる工事業者の紹介」、「安価な工法の紹介」の順となっている。



【耐震改修工事の支援】

〔調査表〕

住宅の耐震化に関するアンケート調査

アンケート調査へのご協力をお願い

日頃は、市政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

日進市では、都市の防災性を高め、震災から市民の生命及び財産を守ることを目的に、日進市耐震改修促進計画を平成19年度に策定、平成25年度に改定し、市内の住宅及び建築物の耐震化の促進を行ってまいりました。本年度は、耐震化の進捗状況や取組みの検証を行うことにより、南海トラフ地震等による被害を少しでも抑えるため、計画の改定を予定しております。

このアンケートは、これまでの住宅の耐震化に関する皆様の意識や取組み、市の施策に関するご意見をお伺いし、その結果を計画に反映し、住宅の耐震化施策に役立てるためのものです。

そのため、アンケートは、平成25年度以降に市の住宅の耐震診断を受診いただいたすべての方と、耐震診断の対象住宅にお住まいまたは所有されている方の中から無作為に抽出した方、合計約1,500名を対象にお送りさせていただいております。

ご回答の内容は、すべて統計的に処理し、他の目的に利用することは一切ございません。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和2年10月

日進市長 近藤 裕貴

【ご回答にあたってのお願い】

- 1 できるだけ封筒の宛名のご本人様がお答えいただくようお願いいたします。なお、ご本人様が記入できない場合は、ご本人様と相談のうえご家族の方が記入していただいても構いません。
- 2 各設問へのご回答は、調査票に直接記入してください。
- 3 各設問へのご回答は、該当する項目の番号に○印をつけてください。
ただし、「その他」を選択された場合は、()内に具体的な内容をご記入ください。
- 4 ご回答していただく選択肢の数を指定している設問では、必ず指定の数をお答えください。
- 5 調査票および返信用の封筒に、住所、氏名を記入する必要はありません。
- 6 ご回答いただきましたら、調査票を同封の返信用封筒に入れ、10月25日（日）までに郵便ポストに投函してください。なお、切手は不要です。

日進市 都市整備部 都市計画課 建築係

電話（0561）73-2049（直通）

1 あなたご自身のこと、お住まいの建物または所有されている住宅についておたずねします。

問1 年齢をお答えください。

- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 1 19歳以下 | 2 20～29歳 | 3 30～39歳 | 4 40～49歳 |
| 5 50～59歳 | 6 60～69歳 | 7 70～79歳 | 8 80歳以上 |

問2 世帯のタイプは次のどれに属しているかお答えください。

- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| 1 単身世帯（一人暮らし） | 2 夫婦のみの世帯 |
| 3 一世帯世帯（夫婦のみの世帯を除く。例えば、兄弟、姉妹のみの世帯など） | |
| 4 二世帯同居世帯（親と子どもの世帯） | 5 三世帯同居世帯 |
| 6 四世代以上同居世帯 | 7 その他 |

問3 お仕事をお答えください。

- | | | |
|--------------|--------------|---------|
| 1 会社員 | 2 公務員・教員 | 3 農林業 |
| 4 自営業（農林業以外） | 5 パート・アルバイト | 6 家事従事者 |
| 7 学生 | 8 無職（年金生活含む） | 9 その他 |

問4 お住まいの小学校区をお答えください。

※小学校区がわからない方は、「10 その他」に、ご住所（町・丁目・字名まで）をご記入ください。

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|----------|
| 1 西小学校区 | 2 東小学校区 | 3 北小学校区 | 4 南小学校区 |
| 5 相野山小学校区 | 6 香久山小学校区 | 7 梨の木小学校区 | 8 赤池小学校区 |
| 9 竹の山小学校区 | 10 その他（ ） | | |

問5 お住まいの形態についてお答えください。

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1 戸建住宅（店舗併用住宅含む） | 2 共同住宅・長屋等 ⇒戸数：（ ）戸 |
|------------------|---------------------|

問6 お住まいの住宅の構造をお答えください。

- | | | |
|---------------|---------|-------------|
| 1 木造 | 2 鉄骨造 | 3 鉄筋コンクリート造 |
| 4 鉄骨鉄筋コンクリート造 | 5 わからない | 6 その他（ ） |

問7 お住まいの住宅の階数をお答えください。

- | | | | |
|--------|--------|--------|----------|
| 1 1階建て | 2 2階建て | 3 3階建て | 4 4階建て以上 |
|--------|--------|--------|----------|

3 建物の耐震診断・耐震補強等についておたずねします。

問 14 市では、建物などの耐震促進を図るうえで次の対策を実施していますがご存知ですか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|---------------------|---------------|
| 1 木造住宅の無料耐震診断 | 2 木造住宅耐震改修費補助 |
| 3 非木造住宅耐震診断費補助 | 4 ブロック塀等撤去費補助 |
| 5 耐震シェルター設置費補助 | 6 木造住宅除却工事費補助 |
| 7 特定既存不適格建築物耐震診断費補助 | |

問 15 市が行っている木造住宅を対象とした無料耐震診断または非木造住宅を対象とした耐震診断の補助制度を利用したことがありますか。

- 1 利用したことがある ⇒ 問 16 にお進みください。
- 2 利用したことがない ⇒ 問 20 にお進みください。

【問 15 で「1 利用したことがある」と回答した方のみお答えください。】

問 16 無料耐震診断を利用したきっかけをお答えください。（1つ選んで○）

- | | |
|---------------------|------------------|
| 1 地震への不安があったから | 2 家族・知人から勧められたから |
| 3 市の広報などを見て興味を持ったから | 4 市から直接の案内があったから |
| 5 その他（ ） | |

問 17 無料耐震診断を利用した後、耐震化の取組みを行いましたか。
（1つ選んで○）

- 1 市の補助を利用して耐震改修を行った ⇒ 問 21 にお進みください。
- 2 市の補助を利用しないで耐震改修を行った ⇒ 問 18 にお進みください。
- 3 市の補助を利用して取り壊した（その後の建替えを含む） ⇒ 問 21 にお進みください。
- 4 市の補助を利用しないで取り壊した（その後の建替えを含む）
⇒ 問 18 にお進みください。
- 5 診断の結果、耐震性が無かったが何もしていない ⇒ 問 19 にお進みください。
- 6 診断の結果、耐震性があった ⇒ 問 21 にお進みください。
- 7 その他（ ）

【問 17 で「2」「4」と回答した方のみお答えください。】

問 18 市の耐震改修または除却工事の補助制度を利用しなかった理由は何ですか。
(1つ選んで○) ⇒ 問 21 にお進みください。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1 補助の存在を知らなかった | 2 補助の内容がよく分からないから |
| 3 補助の条件が自分に合わなかった | 4 業者選択に困ったから |
| 5 手続きに時間・手間がかかる | 6 自然の力には勝てないと思うから |
| 7 その他 () | |

【問 17 で「5」と回答した方のみお答えください。】

問 19 耐震性が無いのに、耐震改修や建替えをしない理由は何ですか。
(あてはまるもの3つまで選んで○) ⇒ 問 21 にお進みください。

- 1 地震が起きるかどうかも分からないから
- 2 大きな地震が来ても自分の家は大丈夫だと思うから
- 3 自然の力には勝てないと思うから
- 4 耐震改修の工事内容や効果が不安だから
- 5 建替えや住み替える予定があり、今は費用をかけたくないから
- 6 耐震改修や建替えに高額な費用がかかるから
- 7 高齢であり相続する家族がいらないから
- 8 工事のための片付けや仮住まいなどの手間がかかるから
- 9 空家のため
- 10 その他 ()

【問 15 で「2 利用したことがない」と回答した方のみお答えください。】

問 20 市が行っている木造住宅を対象とした無料耐震診断または非木造住宅を対象とした耐震診断の補助制度を利用しない理由は次のうちどれですか。(あてはまるもの3つまで選んで○)

- | | |
|---|--------------------|
| 1 地震が起きるかどうかも分からないから | 2 耐震性が確保されていると思うから |
| 3 高齢であり相続をする家族がいらないから | |
| 4 耐震改修工事まですると高額な費用がかかるから | |
| 5 申し込むのが面倒だから | 6 建替え・取り壊す予定があるから |
| 7 診断員に家に入ってほしくないから | |
| 8 既に耐震対策をとっているから、または、今後予定しているから | |
| 9 共同住宅・長屋のため自分では決められないから | |
| 10 木造住宅の無料耐震診断や非木造住宅の耐震診断の補助制度を知らなかったから | |
| 11 空家のため | 12 その他 () |

【全員の方がお答えください。】

問 21 現在のお住まいについて、「耐震改修工事」をしていただくためには、どのような支援があれば良いと思いますか。また既に耐震改修工事を行った方は、こういう支援があれば良かったと思うものをお答え下さい。（あてはまるもの2つまで選んで○）

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1 相談体制（相談窓口、相談員）の充実 | 2 安心できる工事業者の紹介 |
| 3 安価な工法の紹介 | 4 費用補助の拡大・融資制度の充実 |
| 5 耐震改修中の仮住まいの提供 | 6 耐震性のない住宅の解体支援 |
| 7 その他（ ） | |

問 22 建物の耐震化などの地震対策について、今後、市にどのようなことを望まれますか。（その他、取り組んだらよいことなど）
ご意見をご記入ください。

[illegible]

以上、ご協力ありがとうございました。

(5) 建築物の耐震改修の促進に関する法律

建築物の耐震改修の促進に関する法律

(平成七年十月二十七日法律第二百二十三号)

最終改正：平成三十年六月二十七日法律第六十七号

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等（第四条—第六条）

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置（第七条—第十六条）

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定（第十七条—第二十一条）

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等（第二十二条—第二十四条）

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等（第二十五条—第二十七条）

第七章 建築物の耐震改修に係る特例（第二十八条—第三十一条）

第八章 耐震改修支援センター（第三十二条—第四十二条）

第九章 罰則（第四十三条—第四十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項

（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等）

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等）

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

（計画の認定）

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

（１） 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

（２） 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建ぺい率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

４ 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

５ 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

６ 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

７ 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。

８ 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

９ 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。

１０ 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

第十八条 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

２ 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（計画認定建築物に係る報告の徴収）

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）の敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

(要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力)

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七章 建築物の耐震改修に係る特例

（特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例）

第二十八条 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二十八条第二項の規定」とする。

（機構の業務の特例）

第二十九条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

（公社の業務の特例）

第三十条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第三十条第一項に規定する業務」とする。

（独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮）

第三十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第八章 耐震改修支援センター

（耐震改修支援センター）

第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定の公示等)

第三十三条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第三十五条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）

のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

第三十六条 センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第三十七条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第三十八条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

一 債務保証業務及びこれに附帯する業務

二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

第三十九条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(センターに係る報告、検査等)

第四十一条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第四十二条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。

二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。

四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第九章 罰則

第四十三条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十二條第四項の規定に違反して、表示を付した者

三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

五 第三十九条第二項の規定に違反した者

六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であつて当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

附 則 (平成八年三月三十一日法律第二一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月三十一日法律第二六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一七年七月六日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年十一月七日法律第一二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があつた認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があつた認定の手続については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号）

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二五年五月二九日法律第二〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（附則第四条において「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二六年六月四日法律第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成三〇年六月二七日法律第六七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

二 第一条の規定並びに次条並びに附則第三条、第九条及び第十五条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条 第一条の規定の施行の際現に存する同条の規定による改正前の建築基準法（次項において「旧法」という。）第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものは、第一条の規定による改正後の建築基準法（次項において「新法」という。）第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものとみなす。

2 第一条の規定の施行の際現に存する旧法第四十二条第二項に規定する道に該当するものは、新法第四十二条第二項に規定する道に該当するものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の建築基準法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正）

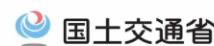
第十条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項第四号中「、第六十一条又は第六十二条第一項」を削り、同項第六号中「の建ぺい率」を「の建蔽率」に、「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改め、同号イ中「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改め、同条第七項中「、第六十一条又は第六十二条第一項」を削り、同条第九項中「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改める。

(6) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の概要

建築物の耐震改修の促進に関する法律の概要

平成7年12月25日施行
平成18年1月26日改正法施行
平成25年11月25日改正法施行
平成31年1月1日改正政令施行



国による基本方針の作成

- 住宅、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標（75%（H15）→少なくとも95%（H32）、耐震性が不十分な住宅をおおむね解消（H37））
- 耐震化の促進を図るための施策の方針 ○相談体制の整備等の啓発、知識の普及方針 ○耐震診断、耐震改修の方法（指針） ○ブロック塀等の安全対策

都道府県・市町村による耐震改修促進計画の作成

- 建築物の耐震診断及び改修の目標 ○目標達成のための具体的な施策
- 緊急輸送道路等の指定（都道府県、市町村） ○防災拠点建築物の指定（都道府県）

(1) 建築物の耐震化の促進のための規制措置

指導・助言対象（全ての既存耐震不適格建築物）

- 多数の者が利用する一定規模以上の建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場
- 住宅や小規模建築物等

指示・公表対象

- 不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち一定規模以上のもの
- 都道府県又は市町村が指定する避難路沿道建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち一定規模以上のもの

耐震診断の義務付け・結果の公表

要緊急安全確認大規模建築物

- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの

要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進計画に位置付け）

- 都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（建物に附属するブロック塀等を対象に追加）
- 都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

(2) 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

耐震改修計画の認定

- ・地震に対する安全性が確保される場合は既存不適格のままでも可とする特例
- ・耐火建築物、建ぺい率、容積率の特例

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

- ・大規模な耐震改修を行う場合の決議要件を緩和。（区分所有法の特例：3/4以上→過半数）

耐震性に係る表示制度（任意）

- ・耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示。

耐震改修支援センター

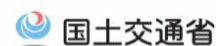
- 耐震診断・耐震改修を円滑に進めるための情報提供等の総合的な支援を実施

補助等の実施

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・耐震対策緊急促進事業
- ・耐震改修促進税制 等

今回の改正点

耐震改修促進法の改正の概要（施行：平成25年11月25日 ※一部、平成31年1月1日施行改正政令内容）



② 要安全確認計画記載建築物

イ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

都道府県又は市町村が避難路を指定

<対象建築物>

1. 倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物（高さ6mを超えるもの）（右図1参照）
2. 倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある組積造の塀（長さ25mを超えるもの）（右図2参照）
※平成31年1月1日施行の改正政令で追加

ただし、1、2共に、地形、道路の構造その他の状況により、地方公共団体が一定の範囲において規則で別の定めをすることが可能。

ロ 防災拠点建築物

都道府県が指定

<対象建築物>

庁舎、病院、避難所となる体育館など

避難所として利用する旅館・ホテルなども位置づけが可能

図1：耐震診断義務付け対象の避難路沿道建築物

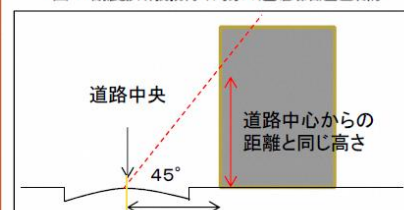
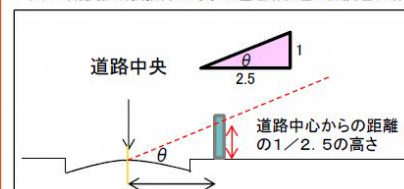


図2：耐震診断義務付け対象の避難路沿道の組積造の塀



耐震診断結果の報告期限

イ、ロ共に

地方公共団体が定める日まで

■法により定義される建築物の種類と位置づけ

種別	耐震診断			耐震改修		
	所有者	所管行政庁		所有者	所管行政庁	
		指導 ・ 助言	指示 ・ 公表		指導 ・ 助言	指示 ・ 公表
① 既存耐震不適格建築物 (第 16 条) ・耐震関係規定に適合しないすべての住宅・建築物	努力義務	○		努力義務 (必要に応じ)	○	
② 特定既存耐震不適格建築物 (第 14 条) ・多数の者が利用する建築物 (第 1 号) ・危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (第 2 号) ・地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物 (第 3 号) 【⇒次表 (ア) 欄参照】	努力義務	○	○ (一定の用途及び規模以上) 【⇒次表 (イ) 欄参照】	努力義務 (地震に対する安全性向上を図る必要があるとき)	○	○ (一定の用途及び規模以上) 【⇒次表 (イ) 欄参照】
③ 要緊急安全確認大規模建築物 (附則第 3 条) ・不特定多数の者が利用する建築物 (第 1 項第 1 号) ・避難弱者が主として利用する建築物 (第 1 項第 2 号) ・危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (第 1 項第 3 号) ※昭和 56 年 5 月 31 日以前着工のものに限る 【⇒次表 (ウ) 欄参照】	義務 (平成 27 年 12 月 31 日までに報告)	※3	※4	努力義務 (地震に対する安全性向上を図る必要があるとき)	○	○
④ 要安全確認計画記載建築物 (第 7 条) ・都道府県が指定する防災拠点建築物 (第 1 号) ・都道府県が指定する重要な道路の沿道建築物 (第 2 号) ・市町村が指定する重要な道路の沿道建築物 (第 3 号) ※昭和 56 年 5 月 31 日以前着工のものに限る 【⇒次表 (ウ) 欄参照】	義務 (地方公共団体が定める期限までに報告)	※5		努力義務 (地震に対する安全性向上を図る必要があるとき)	○	○

※1 ①は②、③、④を包含している。①の右欄は①であって②、③、④以外のものについて記載。

※2 ②は③を包含し、④を除いている。②の右欄は②であって③以外のものについて記載。

※3 ①または②としては可能。

※4 ②としては可能。

※5 ①としては可能。

■法により定義される建築物の用途・規模要件

※旧耐震建築物

用 途	(ア)		(イ)	(ウ)	
	特定既存耐震不適格建築物の要件		指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件	
幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	(第1号)	階数2以上かつ床面積500㎡以上	階数2以上かつ床面積750㎡以上	要緊急安全確認大規模建築物	階数2以上かつ床面積1,500㎡以上
小学校等 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校		階数2以上かつ床面積1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ床面積1,500㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)		階数2以上かつ床面積3,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ床面積1,000㎡以上	階数2以上かつ床面積2,000㎡以上		階数2以上かつ床面積5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの					
学校 「小学校等」以外の学校					
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設					
病院、診療所			階数3以上かつ床面積2,000㎡以上		階数3以上かつ床面積5,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場					
集会場、公会堂					
展示場					
卸売市場					
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ床面積2,000㎡以上		階数3以上かつ床面積5,000㎡以上
ホテル、旅館					
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿					
事務所					
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ床面積1,000㎡以上			階数3以上かつ床面積5,000㎡以上
遊技場					
公衆浴場					
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			階数3以上かつ床面積2,000㎡以上		階数3以上かつ床面積5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗					
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）					
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	(第2号)			要安全確認計画記載建築物	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			階数3以上かつ床面積2,000㎡以上		階数3以上かつ床面積5,000㎡以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	(第3号)				
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ床面積1,000㎡以上	階数1以上かつ床面積2,000㎡以上		階数1以上かつ床面積5,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	(第2号)	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	床面積500㎡以上		階数1以上かつ床面積5,000㎡以上（敷地境界線から一定距離以内に在る建築物に限る）
避難路沿道建築物	(第3号)	耐震改修促進計画で指定する道路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ		耐震改修促進計画で指定する重要な道路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）
防災上重要な建築物					都道府県耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

日進市耐震改修促進計画（令和 2 年度改定版）

2021 年（令和 3 年） 3 月

発行：日進市

編集：日進市都市整備部都市計画課

住所：〒470-0192

愛知県日進市蟹甲町池下 268 番地

H P : <https://www.city.nisshin.lg.jp>



日進市 都市計画課

〒470-0192 愛知県日進市蟹甲町池下 268 番地
TEL : 0561-73-2049 (ダイヤルイン) FAX : 0561-73-1821